

南房総市障害福祉計画 (第7期)

すべての人に優しくやすらぐまち 南房総



令和6年3月

南房総市

ごあいさつ



本市では、令和3年3月に市が取り組む障害者施策の基本的方向を定めた「障害者計画」と地域の実情に応じた障害福祉サービスの数値目標を定めた「障害福祉計画」をあわせた「第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画(第6期)」を策定し、障害者への支援を総合的に推進してまいりました。

この度、「障害福祉計画(第6期)」が令和6年3月末をもって終了することから、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを行い、令和6年度から令和8年度までを計画期間とした「障害福祉計画(第7期)」を策定しました。

これまで推進してきた施策を継続しつつ、この計画に掲げる数値の実現を目指して、さらなる障害者施策の充実・推進を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、「すべての人に優しくやすらぐまち」づくりに全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました南房総市障害者計画等策定委員会の皆様及び福祉アンケートに御協力いただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

南房総市長 石 井 裕

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 法制度の動向	5
第3節 計画の位置づけ	8
第4節 計画の期間	9
第2章 障害のある人等を取り巻く現状	11
第1節 障害者数の推移	13
第2節 南房総市の福祉サービスについて	14
第3章 計画策定のための基礎調査結果	21
第1節 障害者福祉アンケート調査結果	23
第2節 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果	33
第4章 課題の整理	39
第5章 計画の基本的な考え方	43
第1節 計画の基本理念	45
第2節 計画の基本目標	46
第3節 計画の基本的な視点	47
第6章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画	49
第1節 地域生活移行と就労支援等の成果目標	51
第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保策	57
第7章 計画の推進	73
第1節 計画の推進体制	75
第2節 計画の進行管理体制	76
参 考 資 料	79

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国では、平成23年8月に人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が望む地域生活を営むことができるよう「生活」「就労」に関する支援の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズにきめ細かく対応するため、支援の充実を図ることとしています。

平成30年には文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3年には障害者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4年には障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障害者に関する法整備が進められてきました。

令和5年には、障害者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されました。

本市では、これまでに「すべての人に優しくやすらぐまち 南房総」を目指す「南房総市障害者計画・障害福祉計画（平成18～20年度）」、「南房総市障害福祉計画（第2期）（平成21年度～23年度）」、「南房総市障害福祉計画（第3期）（平成24年度～26年度）」、「第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）（平成27～29年度）」、「南房総市障害福祉計画（第5期）（平成30年度～32年度）」、「第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）（令和3～5年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきたところです。

今回の「南房総市障害福祉計画（第7期）」は、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、「すべての人に優しくやすらぐまち」の実現を目指して策定するものです。

◎第7期障害福祉計画等に係る国の基本指針の一部改正について

・基本的理念に係る事項のポイント

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

・国の成果目標（令和8年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：R4 年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：R4 年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均：325.3日以上

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
- ・拠点の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討
- ・強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援体制の整備を進めること【新規】

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数：R3 年度の1.28倍
- ・一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業利用者：R3 年度の1.41倍

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

⑥ 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2節 法制度の動向

1. 制度改正の動向

障害福祉施策については、支援費制度の導入（平成 15 年度）、障害者自立支援法の施行（平成 18 年度）、障害者総合支援法の施行（平成 25 年度）により障害福祉サービスの提供体制が整備され、「南房総市障害福祉計画（第 3 期）」の改定を行った平成 24 年 3 月以降も様々な法律の改正等が行われています。

○障害者虐待防止法の施行（平成 23 年 6 月制定・平成 24 年 10 月施行）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置や養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

○障害者総合支援法の制定・施行（平成 24 年 6 月制定・平成 25 年 4 月・平成 26 年 4 月施行・令和 4 年 12 月改正）

障害者基本法の改正を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定されました。

この法律では、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援に関する基本理念を新たに掲げるとともに、難病等を障害者の範囲に加えました。

○障害者優先調達推進法の制定・施行（平成 24 年 6 月制定・平成 25 年 4 月施行）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などが、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されました。

○精神保健福祉法の改正（平成 25 年 6 月改正・平成 26 年 4 月・平成 28 年 4 月施行）

精神障害者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害者の医療に関する指針の策定、精神障害者の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図る、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定（平成25年6月制定・平成28年4月施行・令和3年6月改正）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

○障害者雇用促進法の改正（平成25年6月改正・平成25年6月・平成28年4月・平成30年4月施行）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

○第3次障害者基本計画の策定（平成25年9月策定）

障害者基本法に基づき、国が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画であり、計画期間を前計画の10年間（平成15年度～平成24年度）から5年間（平成25年度～平成29年度）に見直すとともに、「安全・安心」・「差別の解消及び権利擁護の推進」・「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力を発生しました。

○児童福祉法の改正（平成28年6月改正・平成28年6月、平成30年4月施行・令和4年6月改正）

障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅訪問により児童発達支援を提供できるサービスの創設、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援やサービス提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することなどを目的として、「児童福祉法」が改正・施行されました。

○発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正・平成28年8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援を行い、切れ目のない支援を行うとともに、発達障害のある方の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として、「発達障害者支援法」が改正・施行されました。

○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和4年5月施行）

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。

第3節 計画の位置づけ

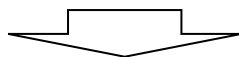
「南房総市障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に定められる南房総市の計画です。

「南房総市障害福祉計画（第6期）（令和3～5年度）」の計画期間が満了することに伴い、本計画の見直し（次期計画策定）を図り、障害者福祉のさらなる推進を目指します。

計画の内容としては、必要な福祉サービスが地域において計画的に提供できるよう、障害福祉サービスの見込量とその確保策を定めるとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保やその円滑な実施に関する方策について定めます。

策定にあたっては、国の基本指針に即し、県の計画のほか、南房総市の関連計画との整合を図りながら策定します。

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本的方法について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法（第11条）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
国	障害者基本計画（第5次） 計画期間：令和5年度から5年間	障害福祉計画にかかる基本方針
県	第七次千葉県障害者計画 計画期間：令和3年度～5年度	第六期障害福祉計画、第二期障害児福祉計画 計画期間：令和3年度～5年度
南房総市	第3次南房総市障害者計画 計画期間：令和3年度～8年度	南房総市障害福祉計画（第6期） 計画期間：令和3年度～5年度



南房総市	南房総市障害福祉計画（第7期） 計画期間：令和6年度～8年度
------	-----------------------------------

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

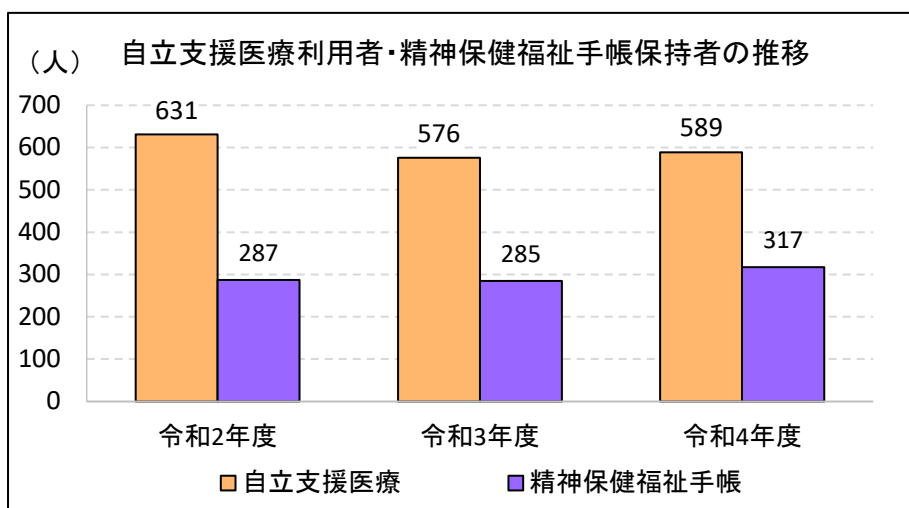
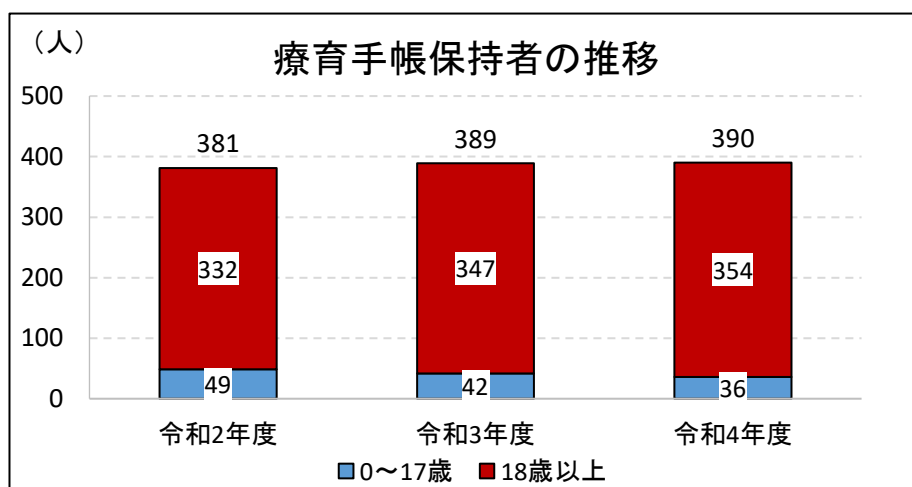
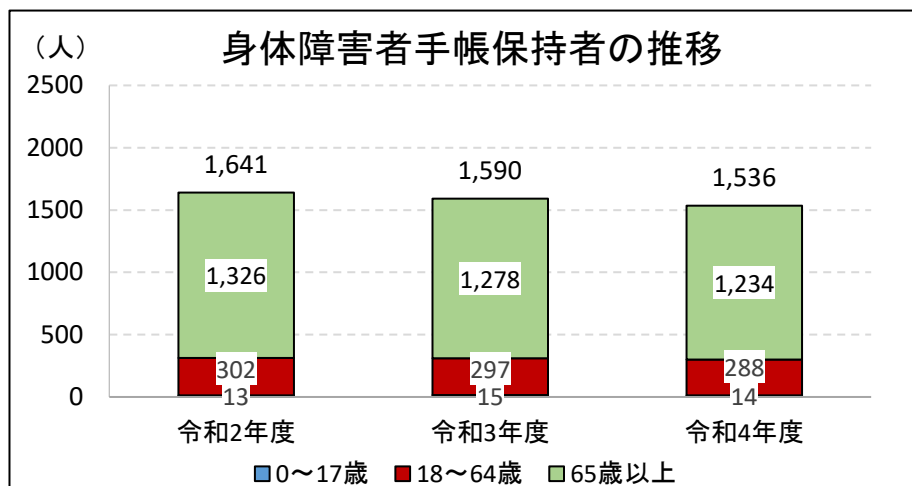
令和 2年度	3	4	5	6	7	令和 8年度
(第2次)	第3次南房総市障害者計画					
(第5期)	南房総市障害福祉計画（第6期）			南房総市障害福祉計画（第7期）		

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第1節 障害者数の推移

- 身体障害者手帳は微減、療育手帳保持者は微増、自立支援医療利用者は減少から増加に転じ、精神障害者保健福祉手帳保持者は微増の状況にあります。
- 身体障害者手帳保持者のうち、「65歳以上」の方が約8割を占めています。



第2節 南房総市の福祉サービスについて

1. 介護給付の利用状況

令和2年度から令和4年度の本市の障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりとなっており、介護給付の利用人数は居住系サービス、日中活動系サービス、住居系サービスともにおおむね増加の傾向となっています。

表 介護給付、訓練等給付などの利用状況

サービス名称		サービス内容	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの 介助を行うサービス	実人数	58	59	56
			延時間	6,526	8,449	7,891
2	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要 な方に、自宅で入浴や排せつ食 事などの介助や外出時の移動の 補助を行うサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
3	行動援護	知的障害や精神障害により行動 が困難で常に介護が必要な方に、 行動するとき必要な介助や外出 時の移動の補助などを行うサー ビス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
4	重度障害者等包括 支援	常に介護が必要な方で、介護の必 要の程度が著しく高い方に、居宅 介護などのサービスを包括的に 提供するサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
5	同行援護	視覚障害により移動が著しく困 難な方に、外出に必要な情報の提 供や移動の援護などを行うサー ビス	実人数	1	1	1
			延時間	79	83	62
6	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必 要とする方に、主に昼間に病院等 において機能訓練、療養上の管 理、看護などを提供するサービス	実人数	2	1	1
			延人数	410	365	365
7	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入 浴や排せつ、食事の介護や創作的 活動などの機会を提供するサー ビス	実人数	169	160	164
			延人日	31,651	33,723	33,654
8	短期入所	在宅の障害者（児）を介護する方 が病気の場合などに、障害者が施 設に短期間入所し、入浴、排せつ、 食事の介護などを行うサービス	実人数	30	32	34
			延人日	3,115	4,214	3,585
9	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障 害者（児）に対し、入浴、排せつ、 食事の介護などの支援を行うサー ビス	実人数	62	62	63
			延人数	22,341	22,042	22,275
10	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居 で、相談や日常生活上の援助を行 うサービス	実人数	108	116	124
			延人数	34,499	37,454	41,096

サービス名称		サービス内容	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
11	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービス	実人数	0	1	1
			延人数	0	1	2
12	宿泊型自立訓練	障害者に対し、居室等の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を提供	実人数	8	7	6
			延人日	1,501	1,122	760
13	自立訓練 (機能訓練)	自立した生活を営むことができるような身体機能向上のための訓練	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0
14	自立訓練 (生活訓練)	自立した生活を営むことができるような生活能力向上のための訓練	実人数	31	18	23
			延人日	2,166	1,428	1,339
15	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	11	11	10
			延人日	457	1,011	1,281
16	就労移行支援 (養成施設)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の受験資格を得るための職業訓練	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0
17	就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービス	実人数	1	2	1
			延人数	12	19	10
18	就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	8	8	13
			延人日	1,940	1,826	1,917
19	就労継続支援B型	一般就労やA型での就労に適応できない人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	148	154	158
			延人日	24,914	25,005	26,183
20	計画相談支援	サービス等利用計画について、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	214	249	340
			延人数	623	769	977
21	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、地域移行に向けた支援を提供	実人数	1	0	0
			延人数	2	0	0

サービス名称		サービス内容	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
22	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を提供	実人数	0	0	0
			延人数	0	0	0
23	障害児相談支援	サービス等利用計画について、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	39	41	44
			延人数	115	136	154
24	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス	実人数	6	4	6
			延人日	127	51	132
25	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0
26	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス	実人数	36	33	34
			延人日	3,505	3,100	2,675
27	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0

表 補装具費支給事業の利用状況

サービス名	サービスの内容		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
			延人数（年）	延人数（年）	延人数（年）
補装具	身体障害者の職業その他日常生活の向上を図るため、身体障害児については将来社会人として独立を自活するための素地を育成・助成することを目的に身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代償するための用具費を支給	購入	18	32	36
		修理	21	24	30

2. 地域生活支援事業の利用状況

令和2年度から令和4年度の地域生活支援事業の利用状況は以下のとおりとなっています。

表 地域生活支援事業の利用状況

サービス名	サービスの内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		延人数 (年)	延人数 (年)	延人数 (年)
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う。	1,157	1,157	1,782

サービス名	サービスの内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数
地域活動支援センター事業 (Ⅰ型)	障害者などが通所することにより、創作的活動及び生産活動の機会を提供し、日中活動の場及び社会との交流を促進する場を提供する。	3.02	1.50	3.00
地域活動支援センター事業 (Ⅲ型) オレンジハウス鴨川		0.63	0.64	0.69
地域活動支援センター事業 (Ⅲ型) 茶の間トミー		1.53	0.80	1.14

サービス名	サービスの内容	令和2 年度		令和3 年度		令和4 年度	
		実人数	助成額 (千円)	実人数	助成額 (千円)	実人数	助成額 (千円)
福祉タクシー 利用助成	重度障害者(児)の人が、市で指定した事業所の福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部又は全部を助成する。	70	820	70	823	65	816

サービス名	サービスの内容	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)
成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者等に対し、成年後見制度の利用（後見人等の報酬等）を支援する。	3		2		2	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などのための外出時に移動中の介護を行う。	0		0		2	
訪問入浴サービス 事業	入浴困難な在宅の障害者に対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行う。	3	149	4	188	5	204
自動車運転免許取得 助成事業	障害者の就労など社会参加ため、障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。	0		3		2	
身体障害者自動車 改造費助成事業	重度身体障害者の就労など社会復帰のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成する。	1		0		0	
知的障害者職親委託 事業	知的障害者を一定期間、職親（事業経営者など）に預けて生活指導及び技能習得訓練を行う。	1		0		0	

サービス名	サービスの内容	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)
意思疎通支援事業 (旧コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者などに対し、手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣を行う。	4	112	6	156	6	139

サービス名	サービスの内容	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		月平均 利用実 人数	年間延 日数	月平均 利用実 人数	年間延 日数	月平均 利用実 人数	年間延 日数
日中一時支援事業	日中監護する人がいなく、一時的に見守りが必要な障害者を支援する。	7	343	5	223	6	244

日常生活用具給付等事業	内容	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)	令和4年度 (件)
介護・訓練支援用具	在宅の重度障害者（児）に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与する。	2	0	1
自立生活支援用具		3	2	1
在宅療養等支援用具		4	7	6
情報・意思疎通支援用具		2	7	2
排泄管理支援用具		945	599	502
居宅生活動作補助用具		2	1	0
合計		958	616	512

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第1節 障害者福祉アンケート調査結果

1. 調査期間

令和5年9月～10月

2. 調査の対象

調査は、①身体障害者（65歳未満の身体障害者手帳保持者）、②知的障害者（療育手帳保持者）、③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者及び自立支援医療（精神通院）利用者）を対象としました。

3. 配布・回収数

郵送により配布・回収しました。配布・回収数は次のとおりです。

表 配布・回収数

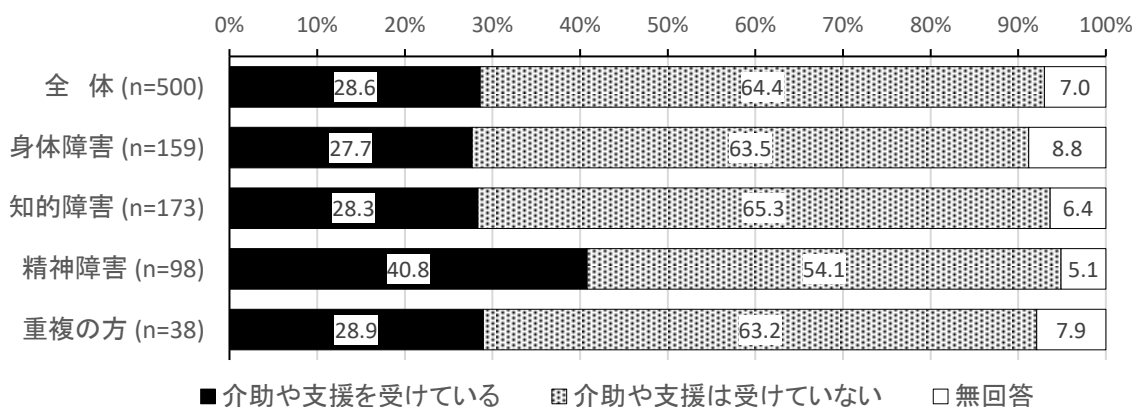
	合計
配布数	1,106 票
回収数	500 票
回収率	45.2%

4. 調査結果

①家族や親戚などによる介助や支援の有無（問 14）

- 全体では「介助や支援は受けていない」が6割以上を占めています。
○「介助や支援を受けている」は精神障害で4割以上と高くなっています。

図 家族や親戚などによる介助や支援の有無

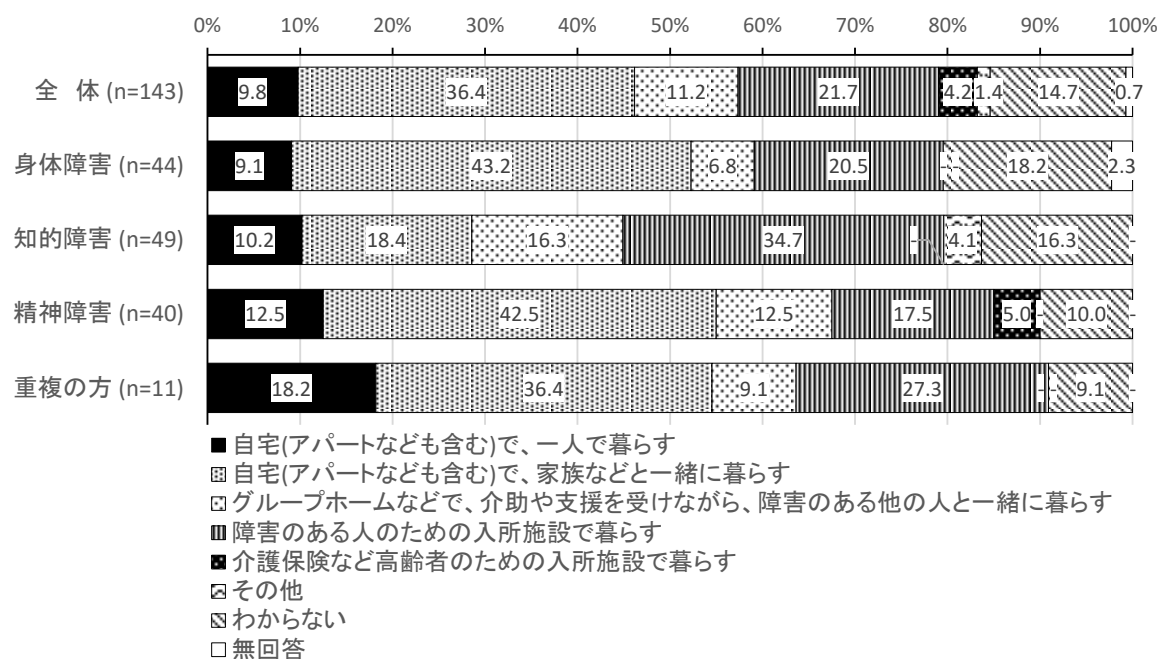


※グラフ中の「n」は、質問に対する回答者総数を表します。
手帳の種類を答えていない方、重複の方がいるため「n」の合計は一致しません。

②将来の暮らし方（問 18）

○全体では「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が3割半ばで高くなっています。
○障害別では「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が身体障害と精神障害で4割を超え高くなっています。

図 将来の暮らし方



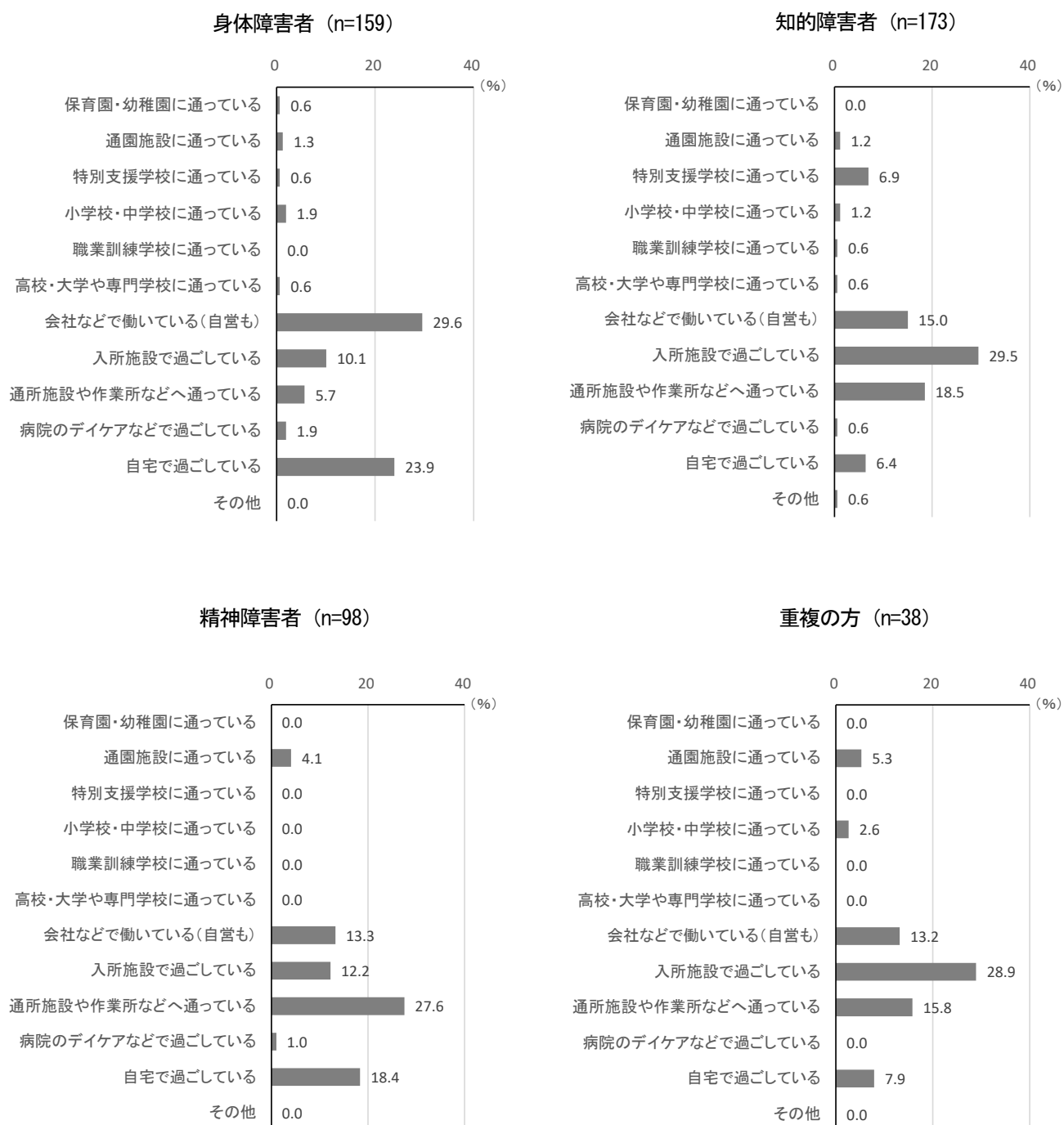
③日中の過ごし方（問 19）

○身体障害では「会社などで働いている」「自宅で過ごしている」が2割台で高くなっています。

○知的障害では「入所施設で過ごしている」が約3割で高くなっています。

○精神障害では「通所施設や作業所などへ通っている」が2割半ばで高くなっています。

図 日中の過ごし方

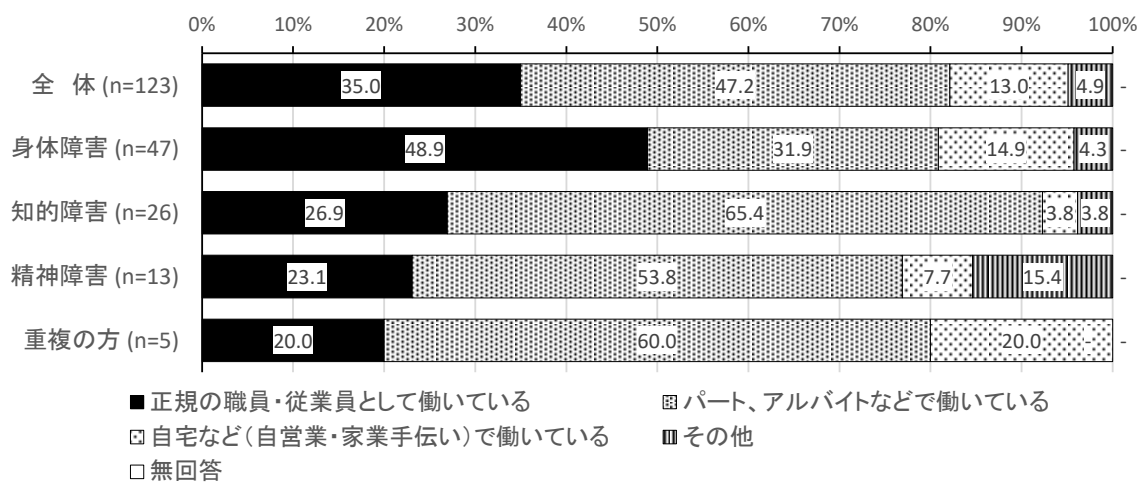


④現在の就労形態（問 22）

○全体では「正規の職員・従業員として働いている」が3割半ば、「パート、アルバイトなどで働いている」が4割を超えています。

○障害別で見ると、身体障害では「正規の職員・従業員として働いている」の割合が比較的高く、知的障害、精神障害では「パート、アルバイトなどで働いている」の割合が高くなっています。

図 現在の就労形態

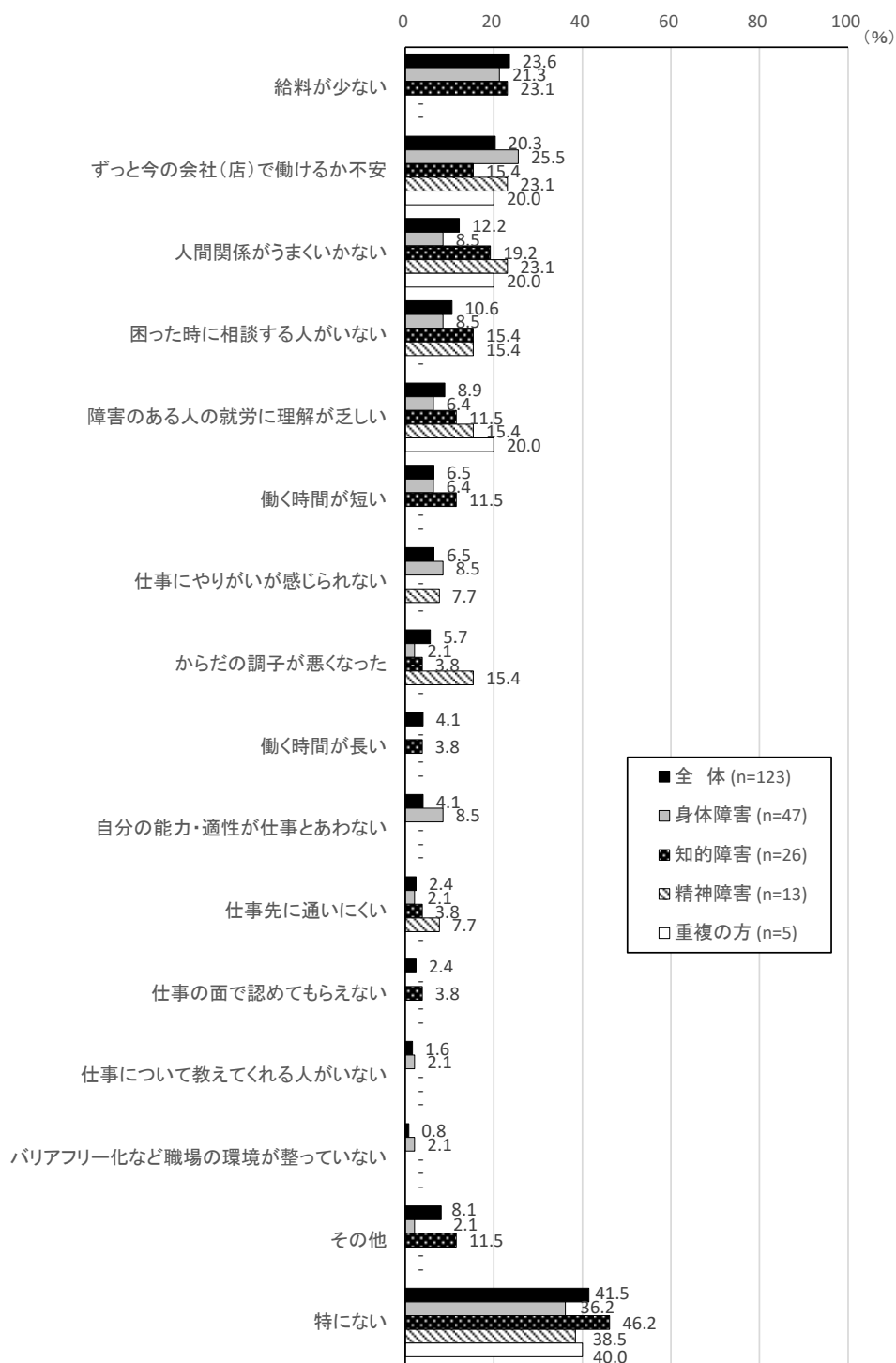


⑤仕事で困ったり不満に思うこと（問 24）

○全体では「給料が少ない」の割合が高くなっています。

○障害別では、精神障害で「ずっと今の会社（店）で働けるか不安」「人間関係がうまくいかない」の割合が高くなっています。

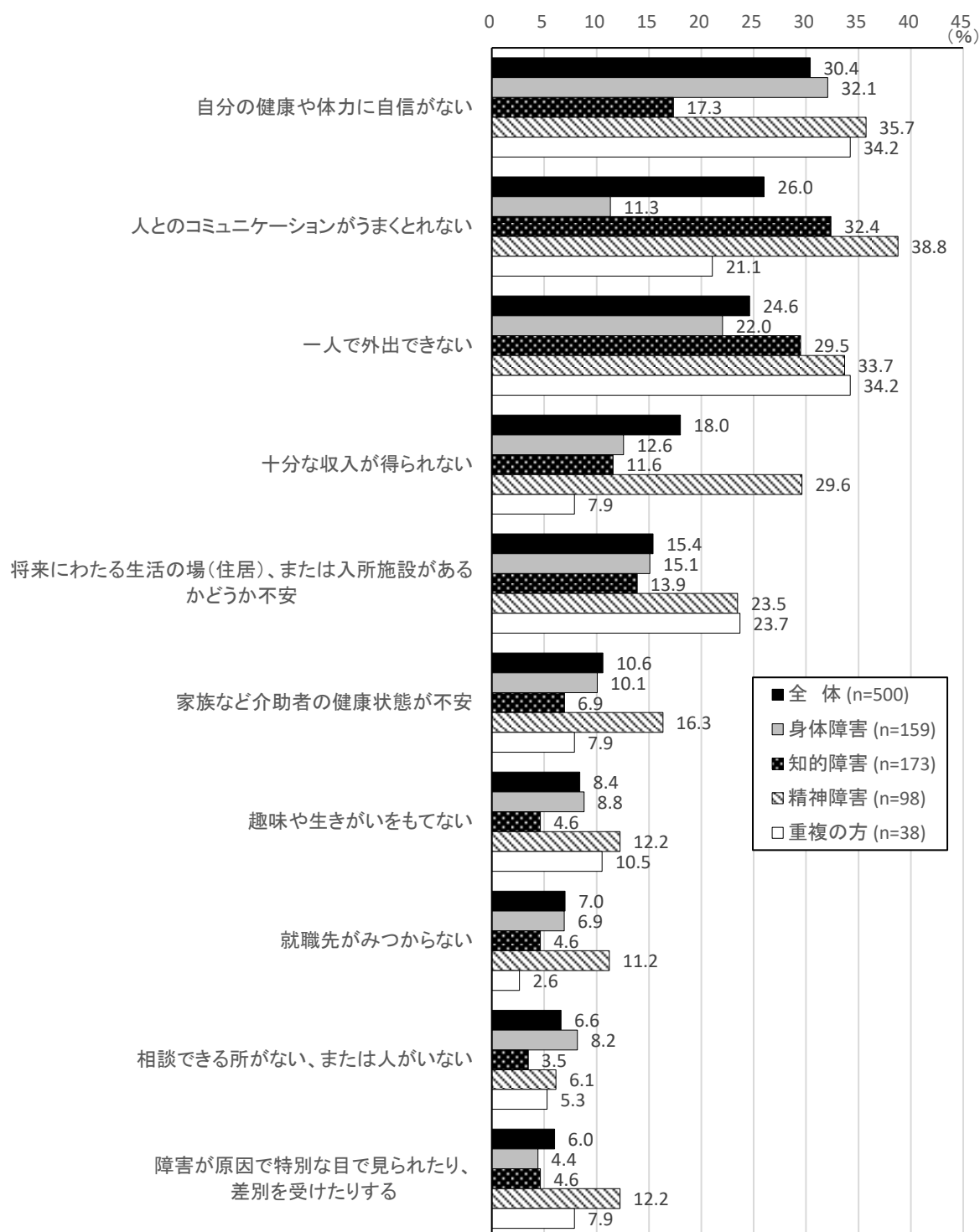
図 仕事で困ったり不満に思うこと



⑥現在の生活で困っていること（問26）

○全体では「自分の健康や体力に自信がない」が3割以上で高くなっており、次いで、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「一人で外出できない」となっています。
○障害別で見ると、精神障害では「自分の健康や体力に自信がない」「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「一人で外出できない」の割合が高くなっています。

図 現在の生活で困っていること



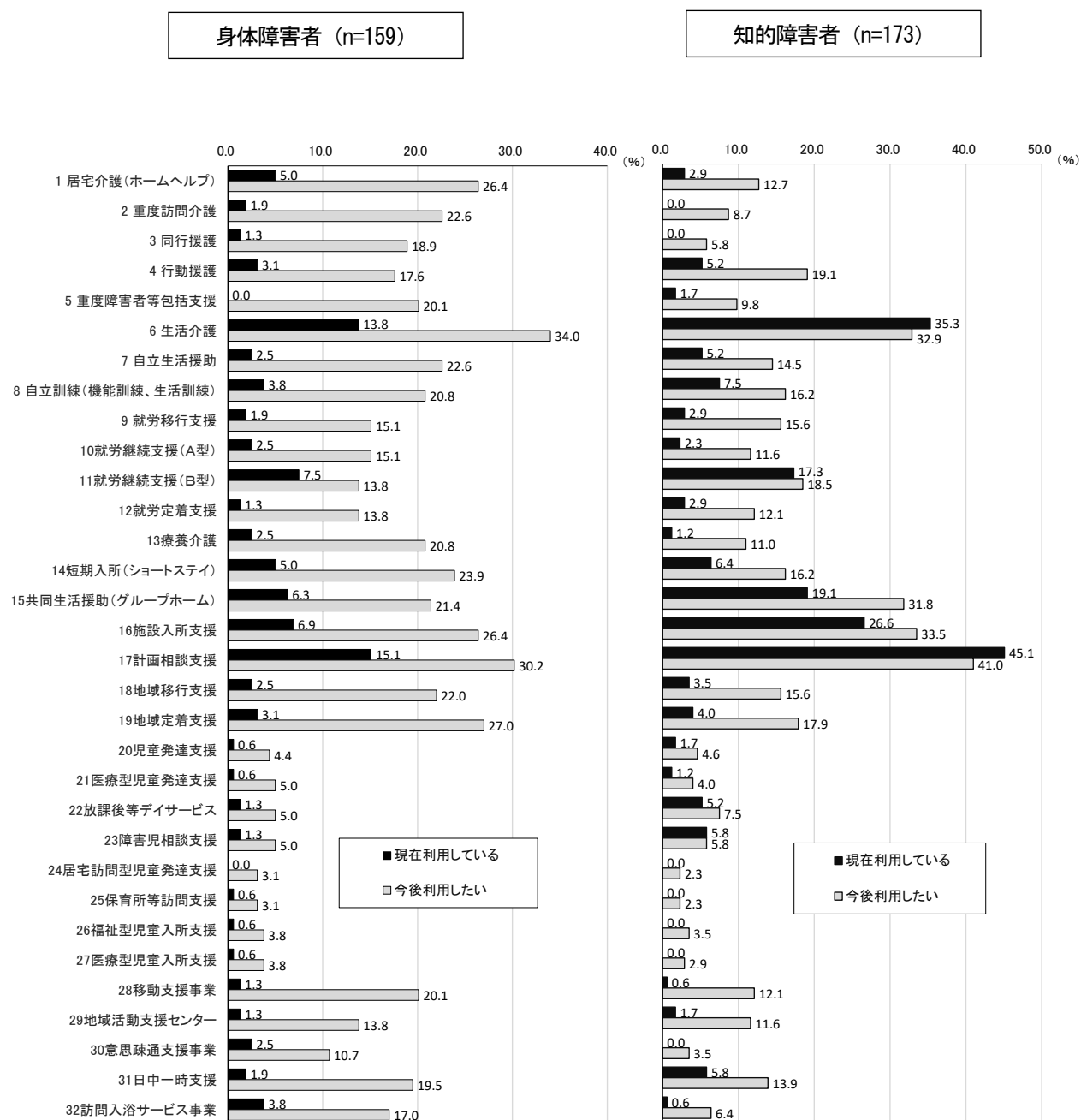
⑦福祉サービスの利用状況と利用意向（問27）

○身体障害では現状の利用は低いものの、「生活介護」や「計画相談支援」などの利用意向が高くなっています。

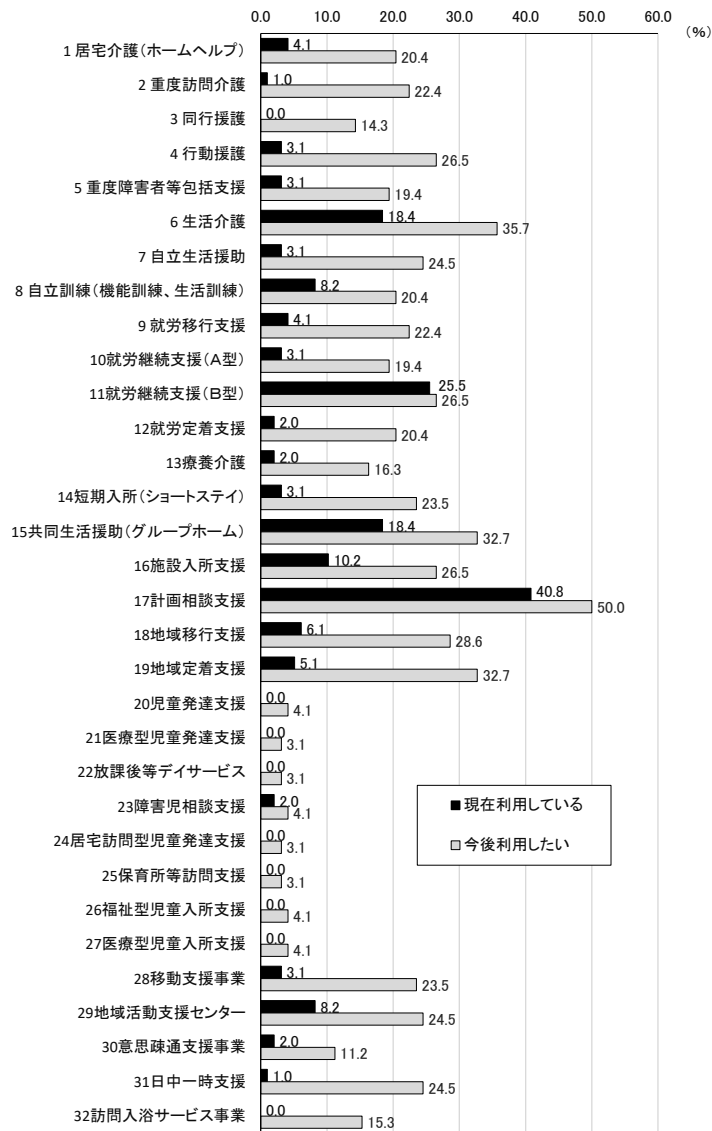
○知的障害では「計画相談支援」や「生活介護」の現状利用と利用意向が高くなっています。

○精神障害では「計画相談支援」や「就労継続支援（B型）」の現状利用と利用意向が高くなっています。

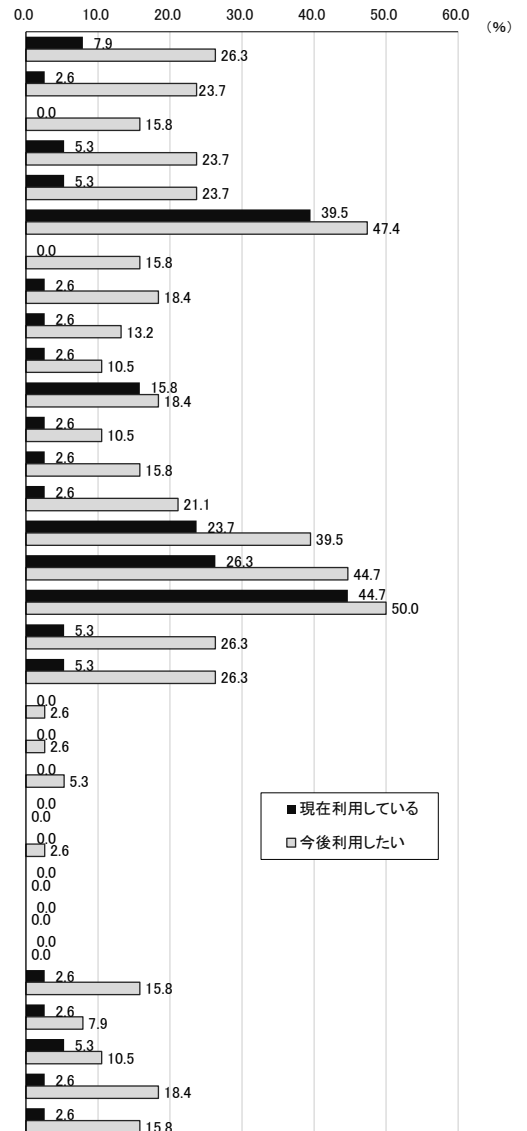
図 福祉サービスの利用状況と利用意向



精神障害者 (n=98)



重複の方 (n=38)

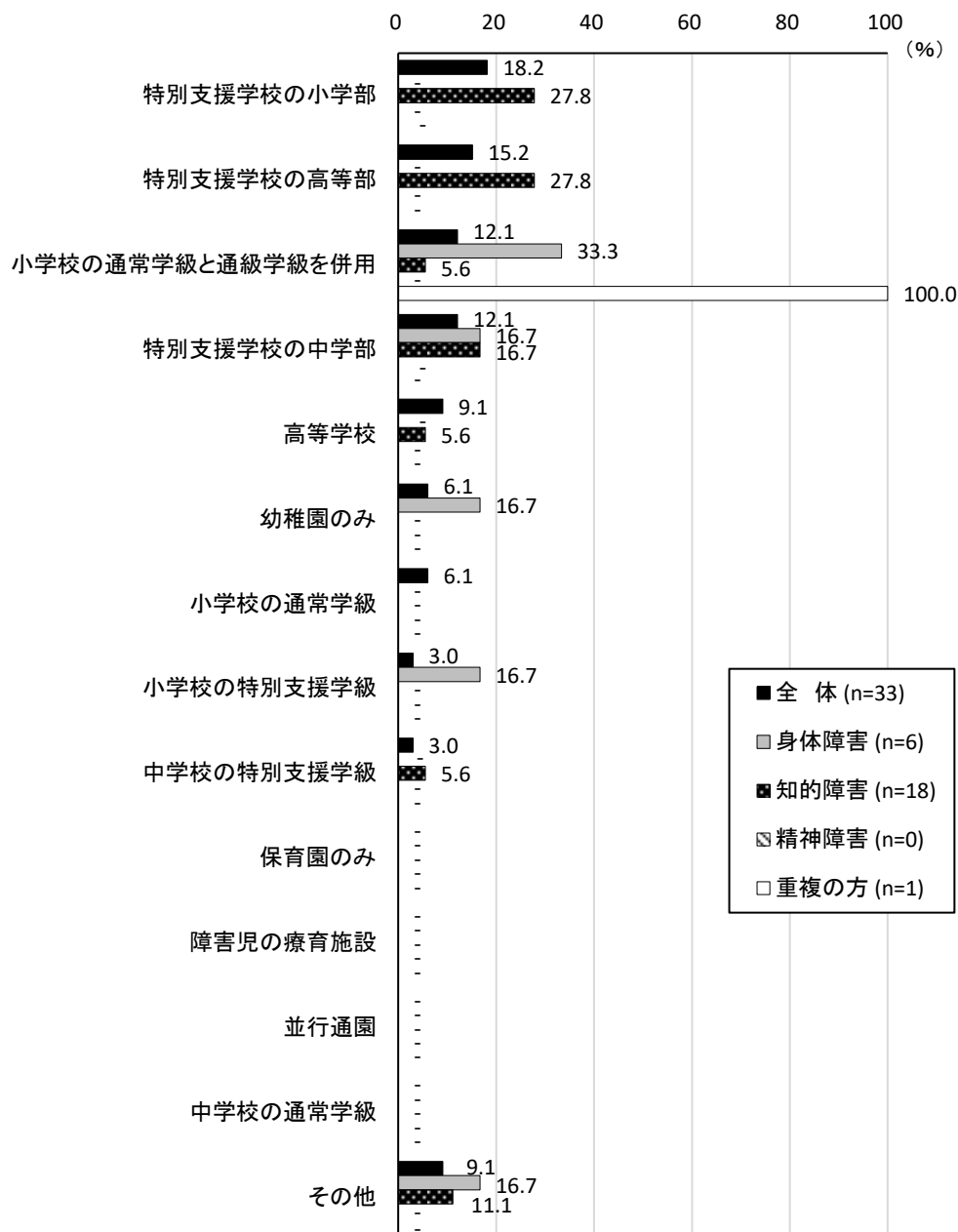


⑧通園・通学先（問34）

○全体では「特別支援学校の小学部」が、最も高くなっています。

○障害別では知的障害で「特別支援学校の小学部」「特別支援学校の高等部」が、2割半ばで高くなっています。

図 通園・通学先

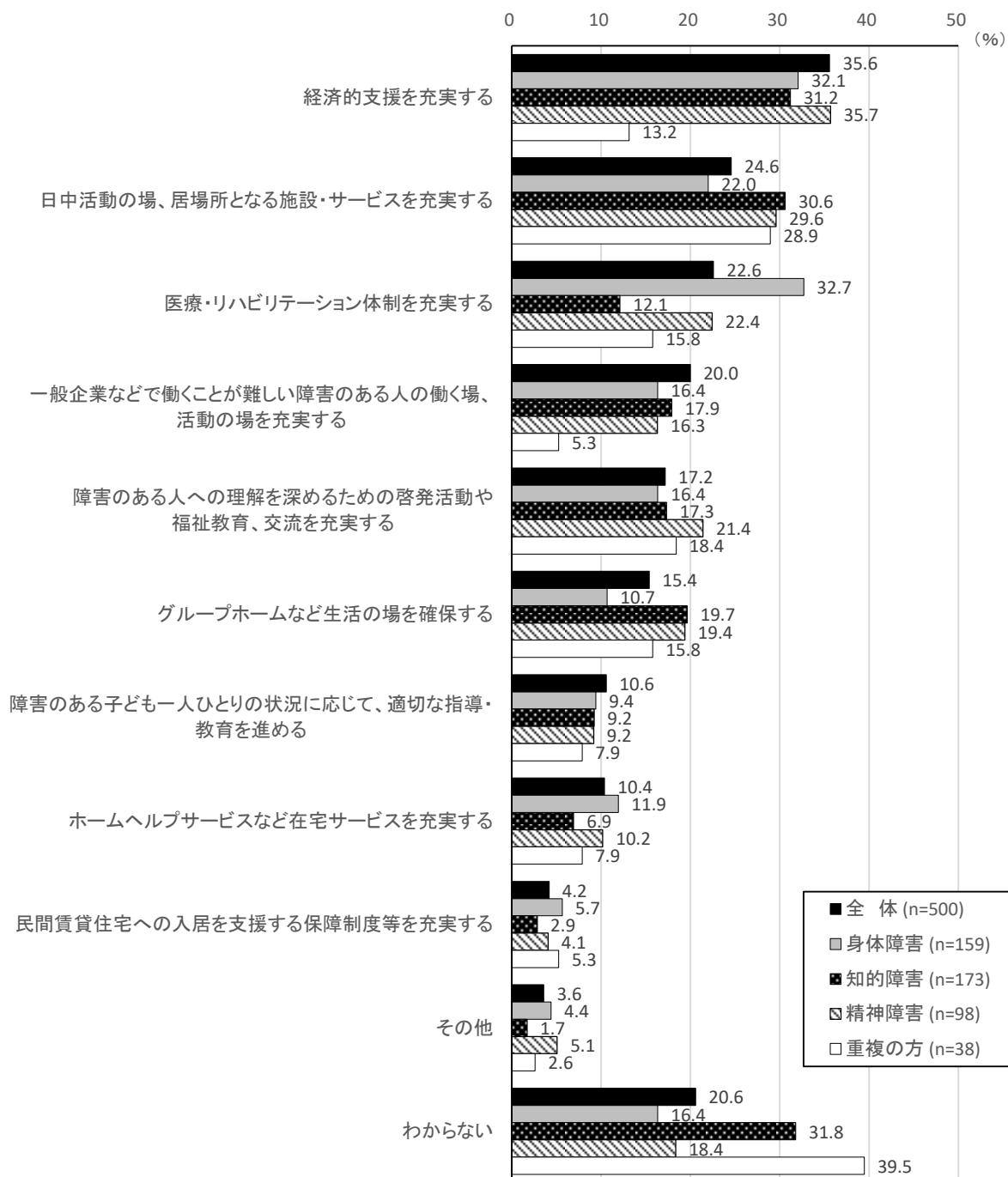


⑨自立した生活を送るために、充実させるべき施策（問 44）

○全体では「経済的支援を充実する」が３割半ばで最も高くなっており、次いで、「日中の活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」「医療・リハビリステーション体制を充実する」となっています。

○障害別では、身体障害で「医療・リハビリステーション体制を充実する」が３割超えて最も高くなっています。

図 充実させるべき施策



第2節 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果

1. 調査概要

令和6～8年度を計画期間とする新しい障害福祉計画を策定するにあたり、障害福祉サービス事業所を運営する法人を対象に、事業所経営やケアの内容についての課題を把握し、計画づくりに反映していくために、事業所アンケートを実施しました。

調査対象は、安房地域の住民が利用している障害福祉サービス事業所の運営団体（千葉市など遠方の入所施設を除く）で、令和5年9月から10月にかけて郵送で実施し、96団体に配布し、56団体から回答を得ました。

表 配布・回収数

	配布数	回収数	回収率
配布数	96票	56票	58.3%

2. 調査結果

①運営主体（問1）

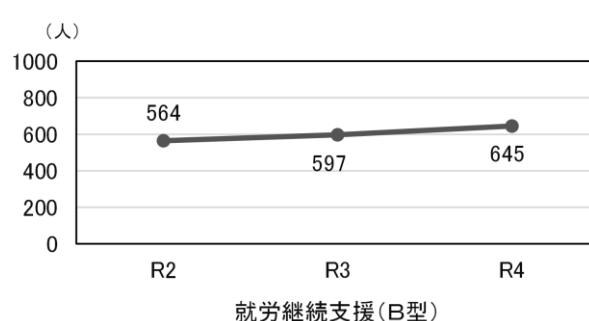
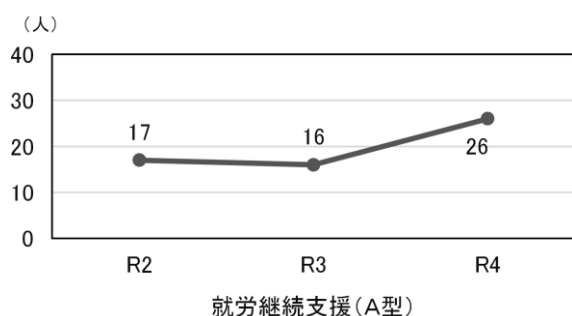
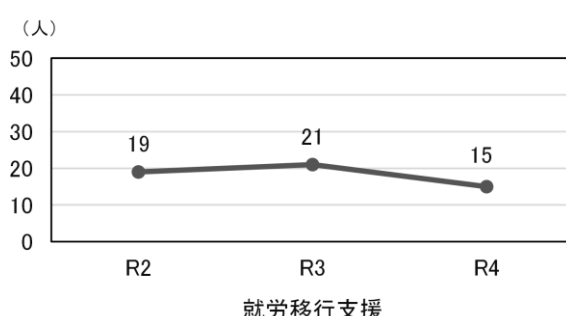
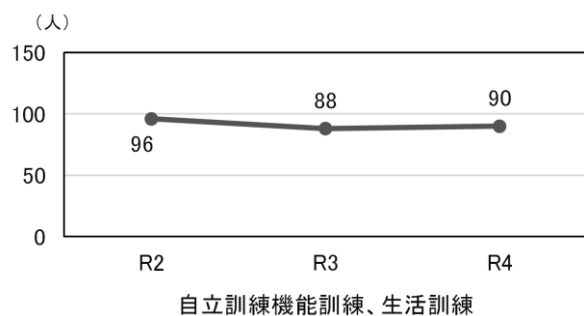
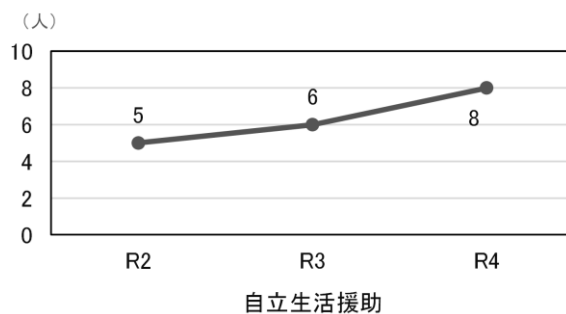
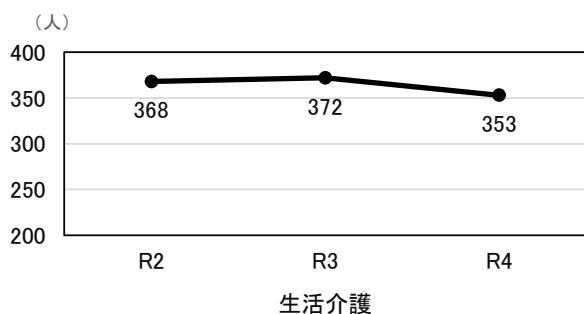
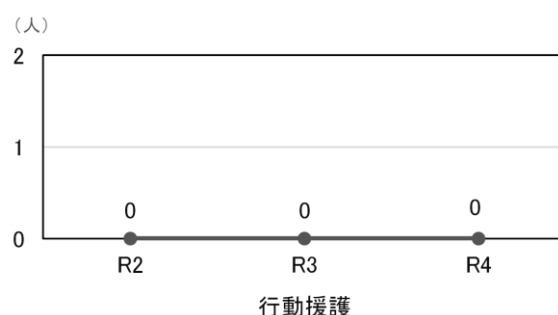
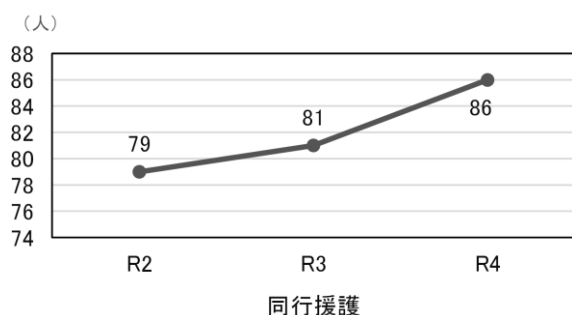
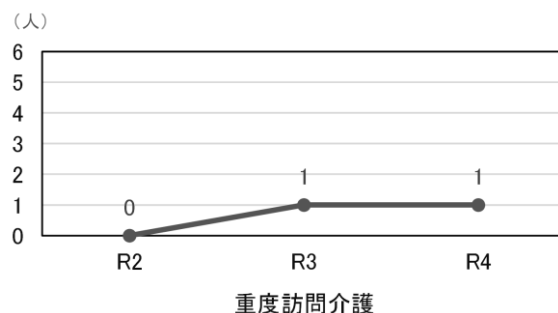
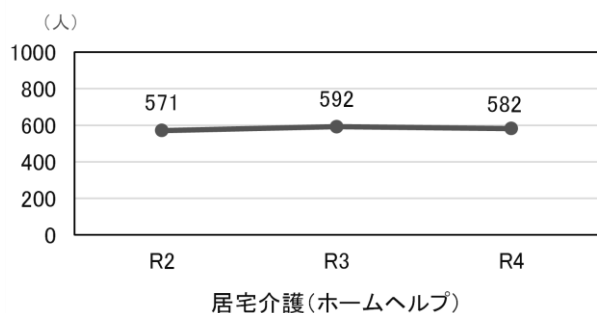
○回答のあった法人の種類は、社会福祉法人が7団体、医療法人が3団体、営利法人が31団体、NPO法人が9団体、その他が6団体です。

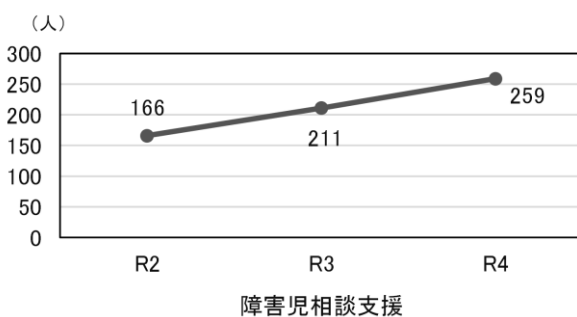
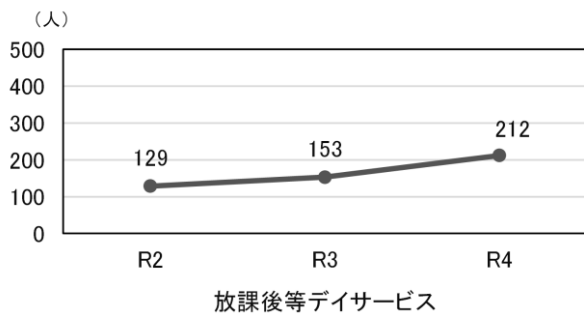
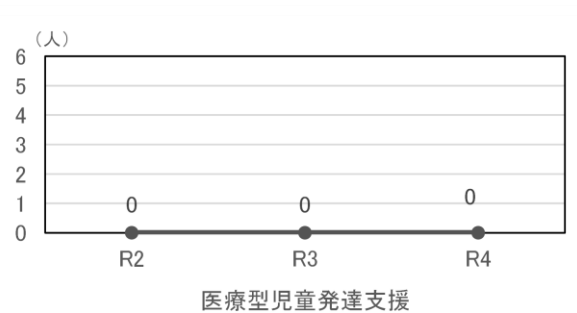
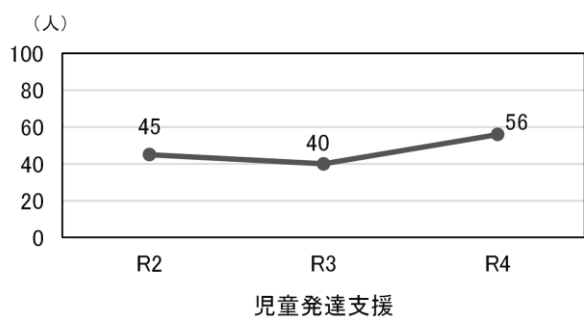
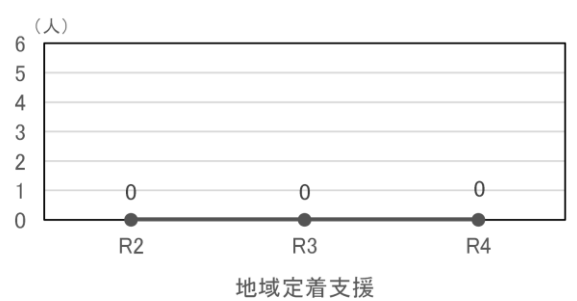
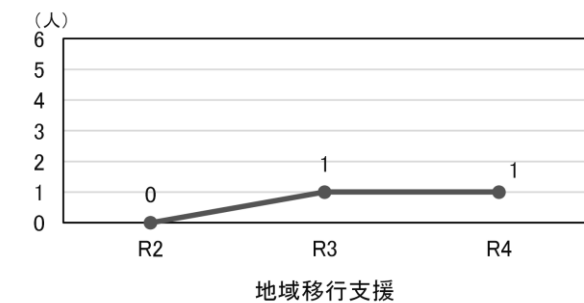
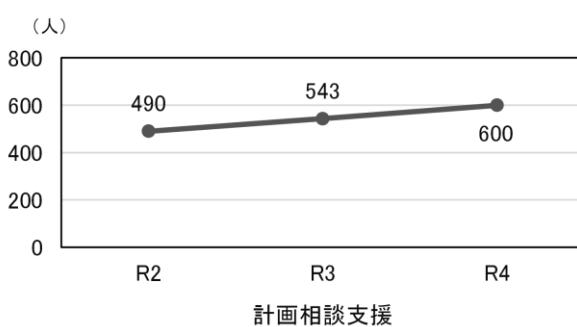
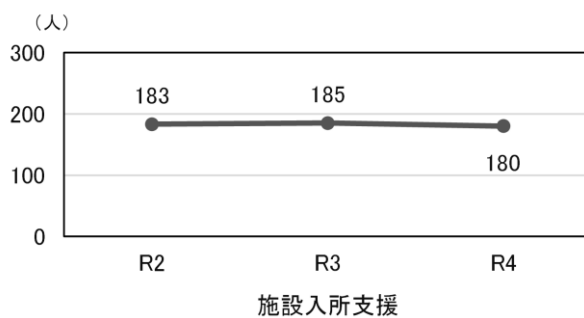
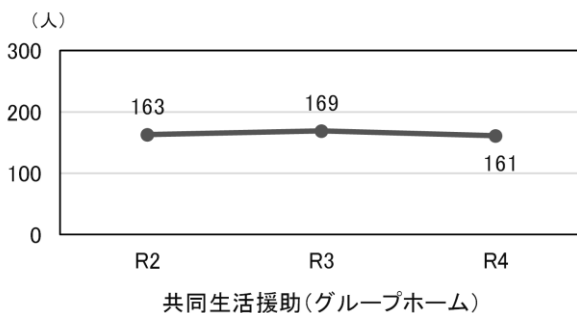
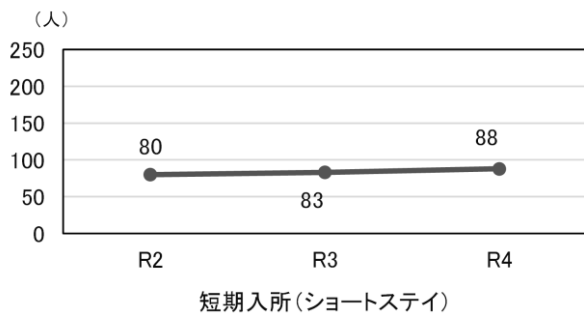
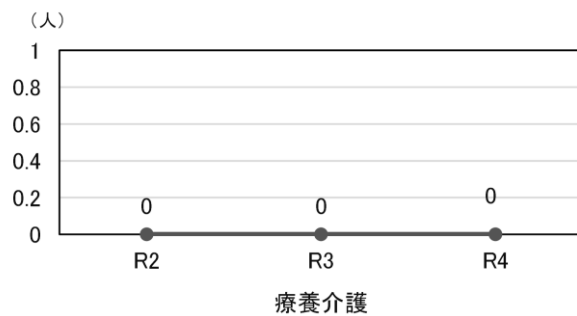
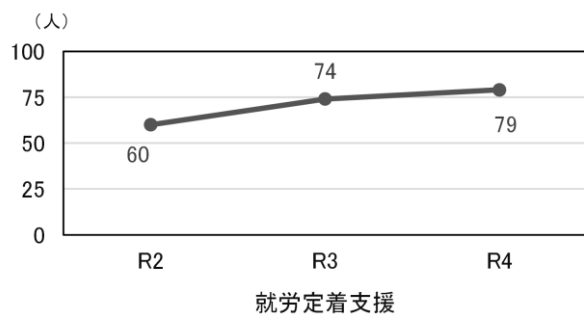
	主な事業所の所在地									
	館山市		鴨川市		南房総市		鋸南町		合計	
	団体	%	団体	%	団体	%	団体	%	団体	%
1 社会福祉法人	2	6.7	3	33.3	1	6.7	1	50.0	7	12.5
2 医療法人（社団・財団）	1	3.3	0	0.0	2	13.3	0	0.0	3	5.4
3 営利法人（有限会社・株式会社）	17	56.7	4	44.4	9	60.0	1	50.0	31	55.4
4 特定非営利活動法人（NPO）	6	20.0	1	11.1	2	13.3	0	0.0	9	16.1
5 その他	4	13.3	1	11.1	1	6.7	0	0.0	6	10.7
合 計	30	100.0	9	100.0	15	100.0	2	100.0	56	100.0

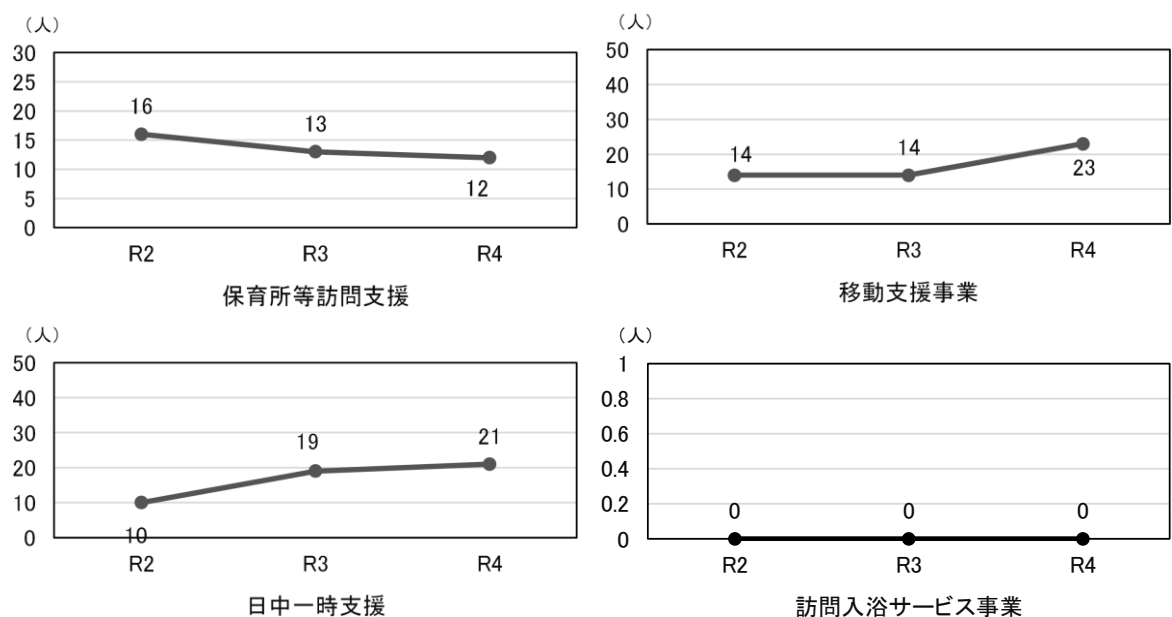
②近年のサービス提供状況（問4）

○令和2年度から令和4年度のサービスの提供状況を見ると、同行援護、自立生活援助、就労継続支援（A型）、就労定着支援、放課後等デイサービスなど、増加傾向にある項目が見られます。

図 近年のサービス提供状況







③新規サービスの開始意向（問6）

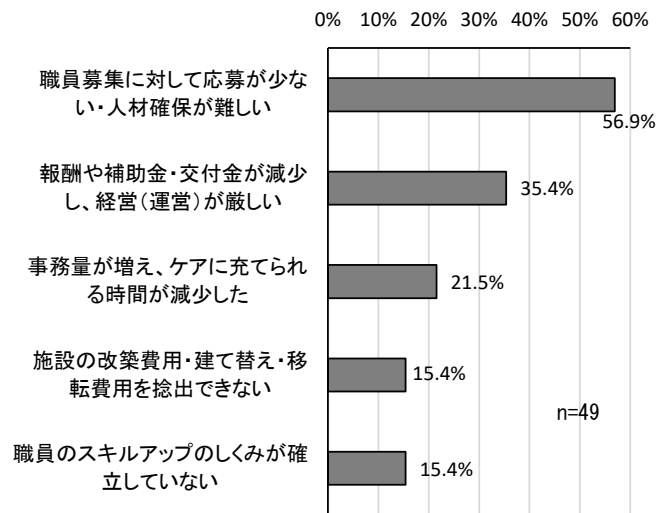
〇令和6～8年度の新規サービスの開始意向では、共同生活援助、放課後等デイサービス、自立生活援助等の意向が見られます。

表 新規サービスの開始意向

主な事業所の所在地	法人の種類	サービス名	定員	年度	場所
館山市	営利法人	共同生活援助	4	6	館山市内
館山市	営利法人	放課後等デイサービス	10	6	南房総市内
鴨川市	社会法人	短期入所	4	5	鴨川市内
館山市	その他(合同会社)	自立生活援助	8	6	館山市内
南房総市	営利法人	就労移行支援	5	7	南房総市内
館山市	営利法人	就労継続支援（A 型）	10	未定	館山市内
館山市	営利法人	児童発達支援	10～20	7	館山市内
館山市	特定法法人	その他	未定		館山市内
館山市	営利法人	共同生活援助	4	5	館山市内
館山市	その他(合同会社)	自立生活援助	8	6	南房総市内
鴨川市	その他(一般社団法人)	児童発達支援	10	6	鴨川市内
館山市	営利法人	重度訪問介護	未定	未定	未定
館山市	その他(合同会社)	就労継続支援（B 型）	20	6～7	館山市内
鴨川市	その他(一般社団法人)	放課後等デイサービス	10	6	鴨川市内
館山市	その他(一般社団法人)	日中一時支援	10	6	鴨川市内

④事業所経営（運営）における課題（問 7）

○事業所経営の課題については、「職員募集に対して応募が少ない・人材確保が難しい」が 5 割半ばで最も高く、次いで「報酬や補助金・交付金が減少し、経営（運営）が厳しい」「事務量が増え、ケアに充てられる時間が減少した」となっています。



第4章 課題の整理

第4章 課題の整理

1. 生きがいづくりのための「場」の充実

障害のある人が自らの能力を生かしながら、いきいきと生活でき、生きがいを実感できる地域社会を実現するため、障害者基本法第4条に規定する「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を地域社会や企業、学校などに普及し、障害のある人が積極的に社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充を図ることが求められています。

2. 就労支援の充実

「働く」ことは、生活していくための収入を得るだけでなく、人生の生きがいにつながる重要な意味を持っており、障害者の地域生活での自立を促進するには、障害の特性を踏まえたきめ細かな就労支援が求められています。

このため、雇用の場の確保や、一般就労後の職場定着支援が重要であるとともに、ハローワークや企業との連携、関係機関とのネットワークの構築が必要となっています。

3. 地域生活支援の充実

障害のある方への住まいの提供、生活を支援するサービスの充実、就労支援など、ライフステージに応じた総合的な支援体制が求められています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特に必要とされているサービスの提供の充実に取り組みます。

4. 相談支援体制の充実

発達や療育に関する相談をはじめ、地域で生活する上での悩みやサービス利用などについての相談が増加し、また、内容が複雑化しているため、相談体制の充実が求められています。

障害のある人が、福祉サービスなどを利用する際に、必要な情報を得やすくするとともに、必要な支援をスムーズに受けることができるように、市と各相談支援事業所のさらなる連携の推進や体制の充実に努めていく必要があります。

5. 障害のある子どもへの支援体制の充実

自閉症など発達障害に関する知識の普及に伴い、これまで障害があると認識されていなかった人についての相談・支援ニーズが増えています。

障害の早期発見と早期対応、早期療育は重要であり、また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引継を心がけ、支援の切れ目がないように配慮していくことも求められています。

障害のある子どもへの、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援、発達支援、就労支援等の支援体制の充実を図る必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市では、障害のある人のその人らしい自立と社会参加を目指し、「ノーマライゼーション※」、「ソーシャルインクルージョン※」の推進のために以下の理念を掲げ、地域の基盤を整備していくものとする。

※ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、だれもが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

※ソーシャルインクルージョン…障害のある・なしにかかわらず地域で当たり前の生活を送ることができるよう、ともに生きる福祉社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念をより広く、深くしていこうとする考え方。「ともに生き」、さらに「ともに支え合う」社会を目指すもの。

1. 自己決定と自己選択の尊重と支援

障害のある人がその生活・人生を尊重され、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活ができる社会の実現を目指します。

2. 協働、参画する社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、だれもが社会の一員として地域の中で当たり前に生活できる社会を障害者、地域、行政がともに作る社会の実現を目指します。

3. 安全で安心して快適に暮らせるまちの実現

障害のある人が、ハード・ソフトの両面において社会のあらゆるバリア（障壁）によって地域生活を妨げられることがなく、安全で安心して快適に暮らせるまちの実現を目指します。

以上の内容を端的に表現する本計画の「目標像（社会像）」を

すべての人に優しくやすらぐまち 南房総

として、本計画のキャッチフレーズとして進めます。

第2節 計画の基本目標

「自己決定と自己選択の尊重と支援」、「協働、参画する社会の創造」、「安全で安心して快適に暮らせるまちの実現」の3つの基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標として掲げます。

1. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

「ノーマライゼーション」の基本でもある地域でのその人らしい自立生活の実現を目指します。自立生活を支えるサービス基盤の整備とともに、自ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な自己決定や選択ができる支援体制を整備します。

2. 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり

生きがいを持って輝いて生きるためには、就労・日中活動の場やスポーツ・文化活動の場などがが必要です。社会参加を実現し、生きがいを持って生活を送れるための「活動の場」を整備します。

3. すべての人にやさしいまちづくり

障害のある・なしにかかわらず、市民だれもが安全で安心して快適に暮らせる地域社会を実現するためにハード・ソフト両面のバリアを取り除いていく必要があります。心や情報面などを含めた様々なバリアの解消を図るとともに、「ユニバーサルデザイン※」の視点に立ち、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

※ユニバーサルデザイン…「バリアフリー」は、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにデザインするという考え方。

第3節 計画の基本的な視点

計画の「基本理念」「基本目標」を実現するために、次の5つの基本的視点を基に、本計画に定める施策・事業に取り組みます。

1. 障害のある人自らの意思と判断の尊重

障害のある人は単なるサービスの受け手ではなく、自らが主体であって、それぞれの人生の主役です。

障害のある人が自ら生活する場所を選択し、必要となる障害福祉サービスを自己決定する機会を確保するとともに、自己の選択と決定を尊重し、その意思決定のプロセスを支援する体制の整備を目指します。

2. 障害種別、ライフステージ*によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障害の種別や程度にかかわらず、本人が必要とする障害福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、障害福祉サービスの提供を目指します。

また、福祉サービスの提供に当たっては、障害のある方がそれぞれのライフステージにおいて、適切な支援を切れ目なく受けることができるように、関係機関の連携により総合的な施策を展開します。

3. 地域社会全体での支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、継続して生活していくためには、すべての人が障害や障害のある人への理解を深め、地域社会全体（市民・地域・行政）で取り組みを目指します。

4. 障害のある子どもへの支援体制の整備

発達過程において特別な配慮が必要とされる児童（要配慮児童）を早期に発見し、適切な療育・支援につなげます。また、要配慮児童とその保護者等に対し、ライフステージを通じ、効果的で切れ目のない支援を提供するための体制整備を目指します。

5. 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会参加をしていくため、地域で気軽に相談ができる環境整備や障害福祉サービスなどに関する情報提供の充実、公共施設等のバリアフリー化を目指すとともに、災害等の緊急時の要支援者を支援するための福祉関係機関との連携を図ります。

※ライフステージ…年齢に伴い変化する生活段階や年代別の生活状況のこと。主に乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に区分される。

第6章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画

第6章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 地域生活移行と就労支援等の成果目標

1. 「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標

(1) 地域生活への移行

国は、「令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」を基本指針に掲げています。

本市では、福祉施設から地域生活に移行する人数の目標を3人と設定します。

項目	数値目標		備考
令和4年度末の施設入所者数	基準値	63人	令和4年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	3人(6%)	令和4年度末時点の施設入所者数のうち、6%以上がグループホーム、一般住居等へ移行する。

(2) 施設入所者数の削減

国は、「令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること」を基本指針に掲げています。

本市では、施設入所支援の利用の需要があることから、施設入所者数については現状を維持し、削減数は0人(0%)と見込んでいます。

項目	数値目標		備考
令和4年度末の施設入所者数	基準値	63人	令和4年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	0人(0%)	現状の施設入所者数を維持する。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	○精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定 ○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点68.9%以上、入院後6か月時点84.5%以上、入院後1年時点91%以上）とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	○精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数及び1年以上の長期入院患者数、早期退院率については、都道府県が数値を設定することから、市では数値設定を行わない。 ○引き続き、保健・医療・福祉関係の協議の場での協議を重ね、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備を図る。

3. 地域生活支援拠点等の整備

国では、「障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する」を基本指針に掲げています。

本市では、相談や緊急時の受け入れ、その他必要な支援や体制づくりを行う、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目指します。

国の基本指針	・令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
目標値設定の考え方	・地域生活支援拠点等を市又は圏域に、1箇所以上整備すること及びコーディネーターの配置について検討する。 ・強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けて検討を進める。
目標値	1箇所（令和8年度末）

4. 福祉施設から一般就労への移行促進

(1) 福祉施設から一般就労への移行

国では、「令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍の人数が移行することとし、そのうち就労移行支援事業は1.31倍、就労継続支援A型事業は1.29倍、就労継続支援B型事業は1.28倍を目指すこと」を基本指針で掲げています。

これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

区 分	数 値		数値目標設定の考え方
年間一般就労移行者数	基準値	7人	令和8年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	8人 (1.28倍)	
移行支援事業による 年間一般就労移行者数	基準値	2人	令和8年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	2人 (1.31倍)	
就労継続支援A型 事業による 年間一般就労移行者数	基準値	0人	令和8年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	0人 (1.29倍)	
就労継続支援B型 事業による 年間一般就労移行者数	基準値	5人	令和8年度に福祉施設の利用者のうち、一般就労すると見込まれる人数
	目標値	6人 (1.28倍)	

(2) 就労定着支援事業の利用者数

国では、「就労定着支援事業の利用者数においては、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすること」を基本指針で掲げています。

項目	数値目標		備考
就労定着支援事業 の利用者数	基準値	2人	令和3年度末時点の就労定着支援事業の利用者数
	目標値	2人 (1.41倍)	令和3年度実績の1.41倍以上とする

(3) 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合

国の 基本指針	○令和8年度末において、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を、全体の2割5分以上とすることを基本とする。
目標値設定 の考え方	○市内に就労定着支援事業所がないため、目標設定は行わない。

5. 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画における成果目標）

（１）児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針	○児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
目標値設定の考え方	○児童発達支援センターを市又は圏域に、1箇所以上設置することについて検討する。また、設置までの期間、既存の早期発達支援窓口を周知する。
目標値	1箇所以上（令和8年度末）

国の基本指針	○令和8年度末までに、各区市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築すること
目標値設定の考え方	○障害児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築することについて検討する。
目標値	令和8年度末

国の基本指針	○令和8年度末までに、各区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
目標値設定の考え方	○保育所等訪問支援を利用できる体制を維持する。
目標値	令和8年度末

（２）重症心身障害児の支援体制の整備

国の基本指針	○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市又は圏域に、1箇所以上確保することについて検討する。
目標値	1箇所以上（令和8年度末）

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

国の基本指針	○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。
目標値設定の考え方	○既に設置された協議の場を活用し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を促進するとともに、医療的ケア児等コーディネーターの体制を充実させる。
目標値	・協議の場は引き続き維持・活用を図り、医療的ケア児等コーディネーターは体制の充実を図る（令和8年度末）

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図ることを基本とする。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	○総合的な相談支援、地域の相談支援体制を強化すること、基幹相談支援センターを設置すること、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤を開発、改善することについて検討する。
目標値	総合的な相談支援体制の確保に向けた検討（令和8年度末）

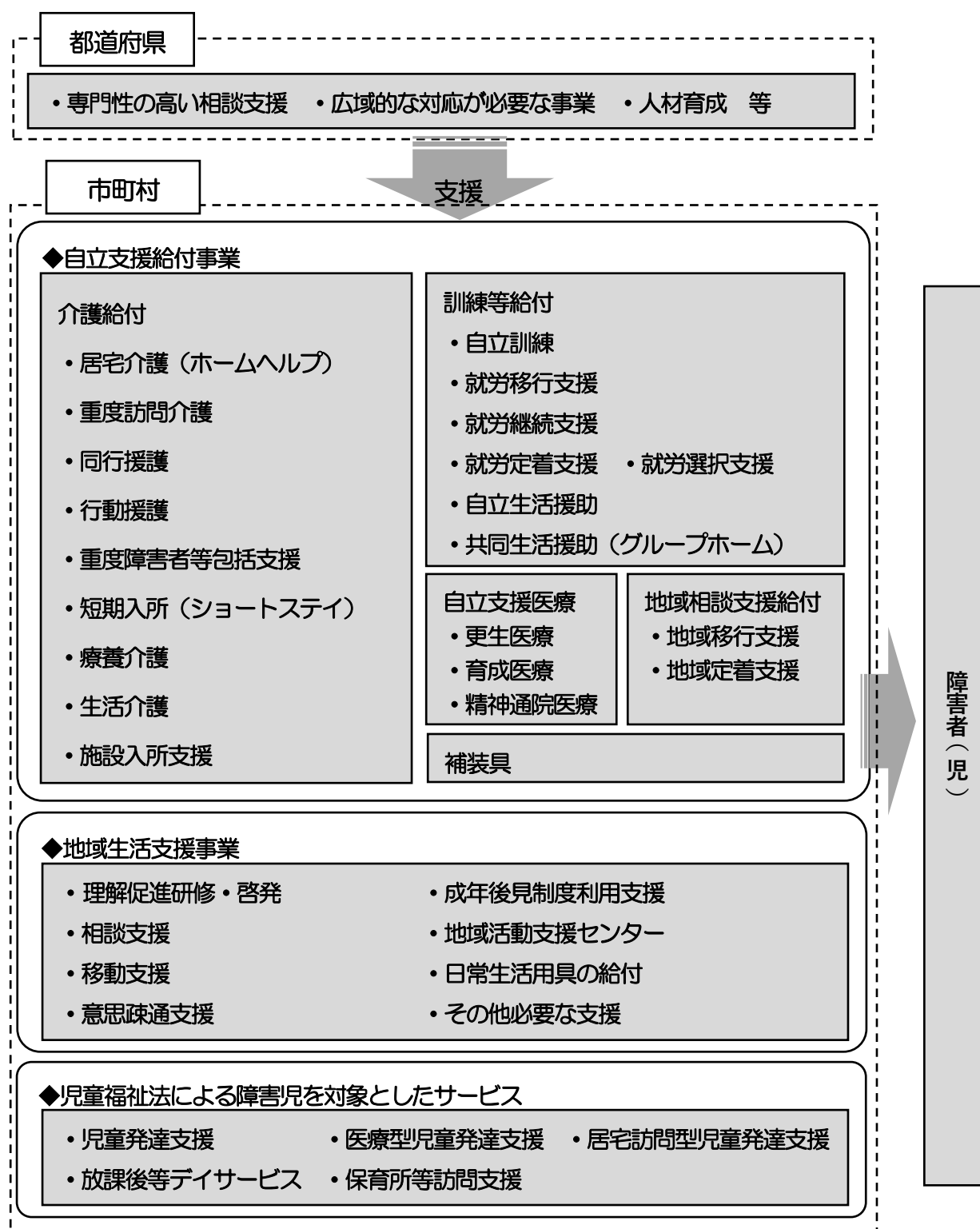
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	○令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
目標値設定の考え方	○千葉県等が実施する研修を積極的に活用し、職員の知識の理解や修得を図る。
目標値	体制の構築（令和8年度末）

第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保策

1. 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスの体系は、障害者総合支援法による自立支援給付事業及び地域生活支援事業、児童福祉法による障害児を対象としたサービスで構成されています。



2. 自立支援給付事業

(1) 訪問系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	658時間	714時間	721時間	790時間	866時間
	56人	48人	57人	58人	59人
行動援護	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	0人	0人	0人	0人	0人
重度訪問介護	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	0人	0人	0人	0人	0人
同行援護	5時間	6時間	5時間	5時間	5時間
	1人	1人	1人	1人	1人
重度障害者等包 括支援	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	0人	0人	0人	0人	0人

【サービス量の見込みの考え方】

居宅介護は利用時間の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

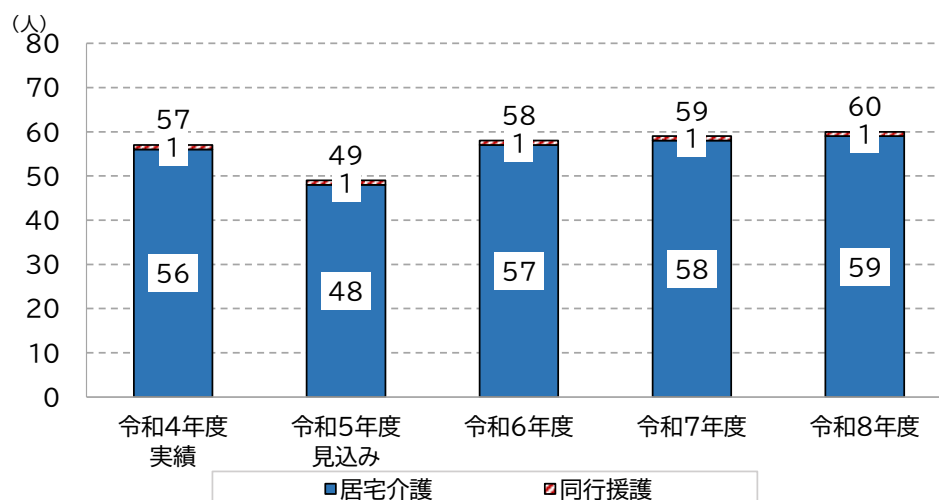
【提供体制の確保】

訪問系サービスの利用ニーズが高いことから、引き続き質の高い必要量のサービスを提供できるように努めます。

指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。

重度障害者等包括支援は、現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の確保を図ります。

図 訪問系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(2) 日中活動支援サービス

①療養介護・生活介護

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	30人日	31人日	30人日	30人日	30人日
	1人	1人	1人	1人	1人
生活介護	2,805人日	2,862人日	2,881人日	2,959人日	3,039人日
	164人	163人	166人	167人	169人
重度障害者の 生活介護	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

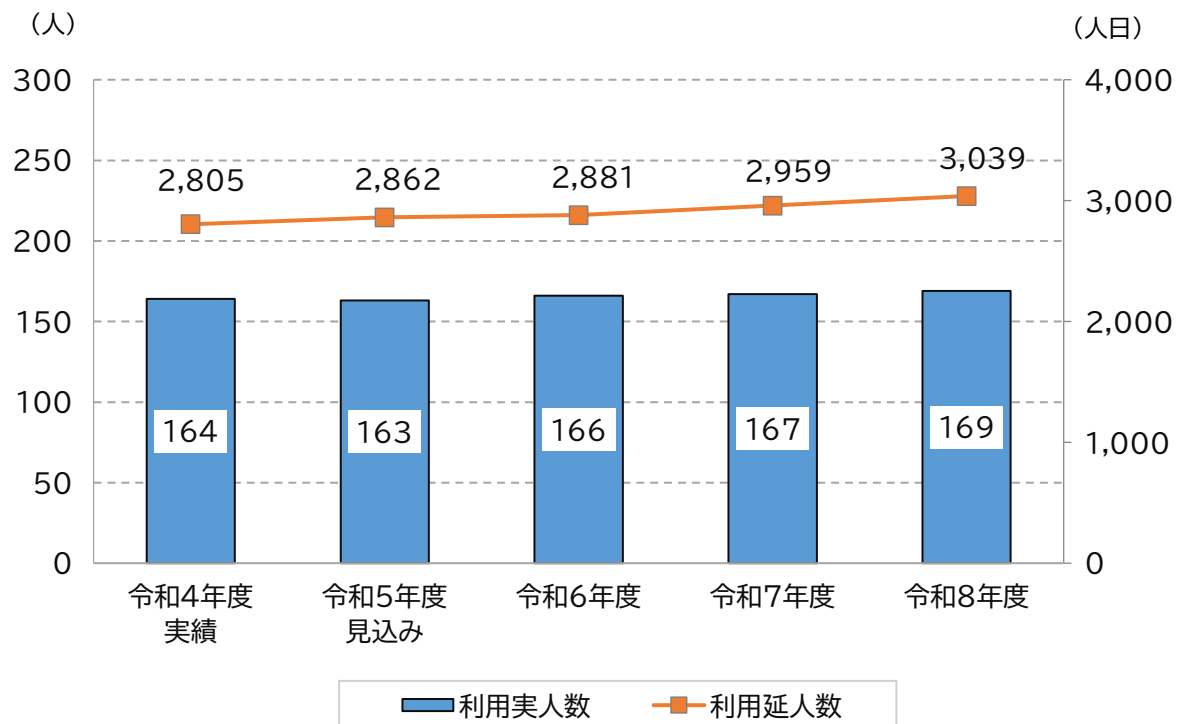
療養介護は現在の実績を維持するものと見込みます。

生活介護は利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

地域自立支援協議会、特別支援学校等と連携し、市における日中活動系サービスの必要量を検討し、障害のある人の様々なニーズに対応できる日中活動の場の確保に努めます。

図 生活介護の利用人数の推移と見込み（人・人日）



②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型自立訓練	63人日	158人日	72人日	82人日	93人日
	6人	6人	7人	8人	9人
自立訓練 （機能訓練）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練 （生活訓練）	112人日	218人日	115人日	119人日	123人日
	23人	20人	24人	25人	25人

【サービス量の見込みの考え方】

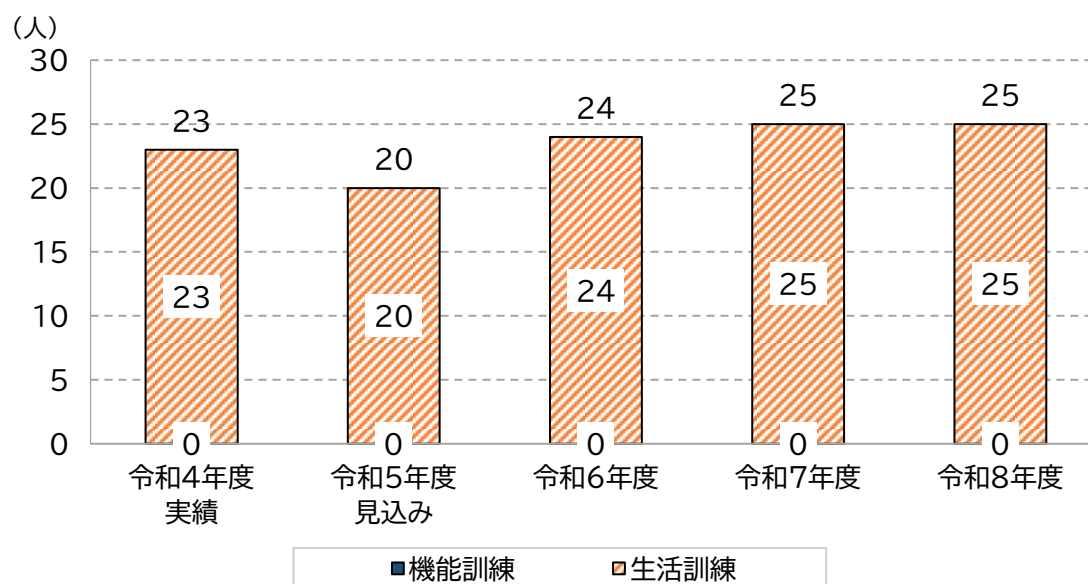
自立訓練（機能訓練）は近年では利用が少ないものと想定します。

自立訓練（生活訓練）は利用時間、利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、サービスの向上に努めます。

図 自立訓練の利用実人数の推移と見込み（人／月）



③就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・就労選択支援

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	107人日	74人日	117人日	128人日	140人日
	10人	7人	11人	12人	13人
就労継続支援 (A型)	160人日	282人日	187人日	219人日	257人日
	13人	19人	15人	18人	21人
就労継続支援 (B型)	2,182人日	2,325人日	2,315人日	2,456人日	2,606人日
	158人	165人	168人	178人	190人
就労定着支援	1人	1人	1人	1人	2人
就労選択支援	-人	-人	-人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

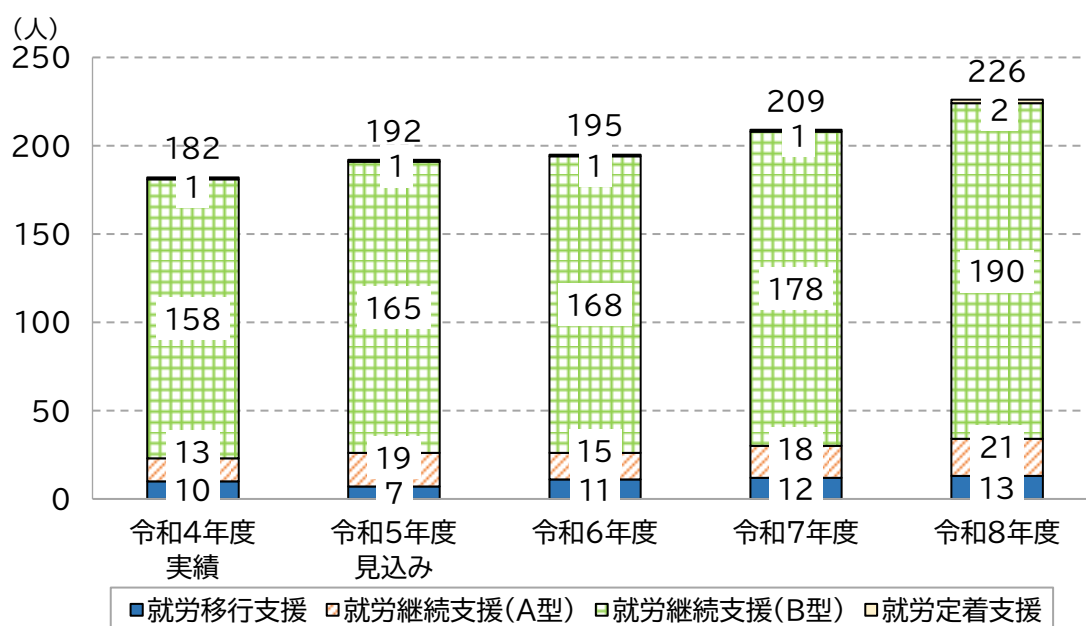
就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は利用時間実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

就労移行支援や就労継続支援については、関係機関と連携を図り、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上にも留意しながら、きめ細かなサービスの実施を促進していきます。

また、就労定着支援、就労選択支援は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

図 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



④短期入所

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	299人日	367人日	332人日	368人日	409人日
	34人	30人	36人	38人	41人
重度障害者の 短期入所 (福祉型)	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

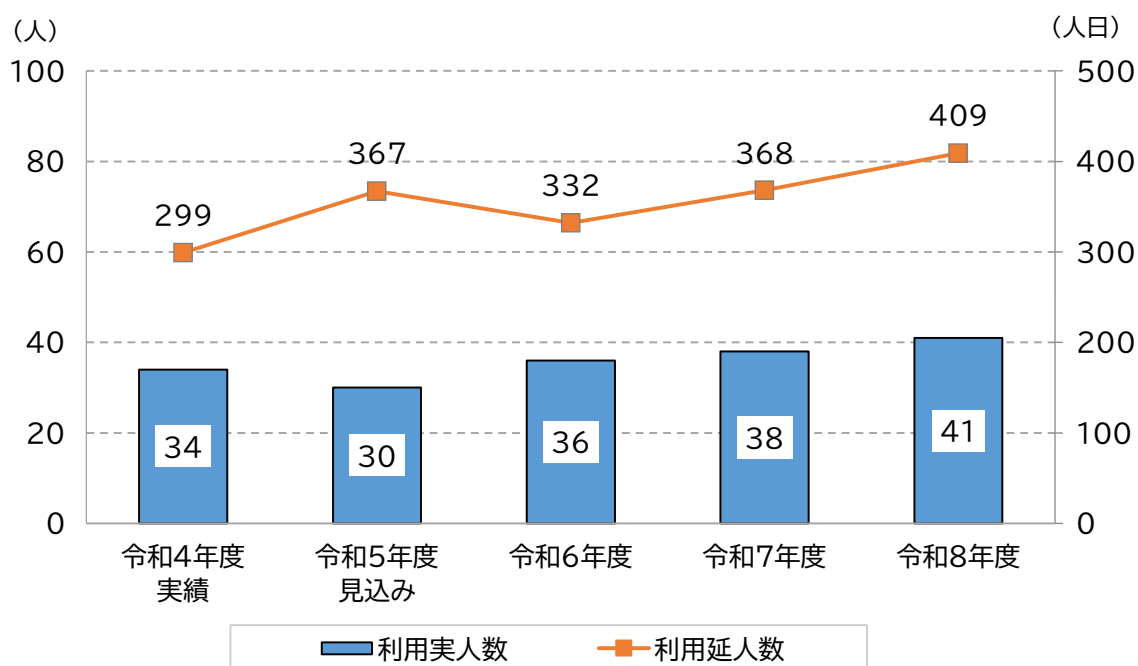
短期入所は利用時間実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

身近な地域の事業所での短期入所利用枠の確保や新設を促進するとともに、相談支援事業所と連携しながら、緊急時の受け入れに対する柔軟な対応を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする障害児への支援について、ニーズや地域資源の状況を踏まえながら、短期入所事業所等のサービス提供体制の充実を図ります。

図 短期入所の利用人数の推移と見込み（人・人日）



(3) 居住系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (GH)	3,425人日 124人	3,591人日 125人	3,676人日 130人	3,946人日 137人	4,236人日 144人
施設入所支援	63人	64人	63人	63人	63人
自立生活援助	1人	1人	1人	1人	1人
重度障害者の 共同生活援助	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

共同生活援助（GH）は利用時間、利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。
施設入所支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

【提供体制の確保】

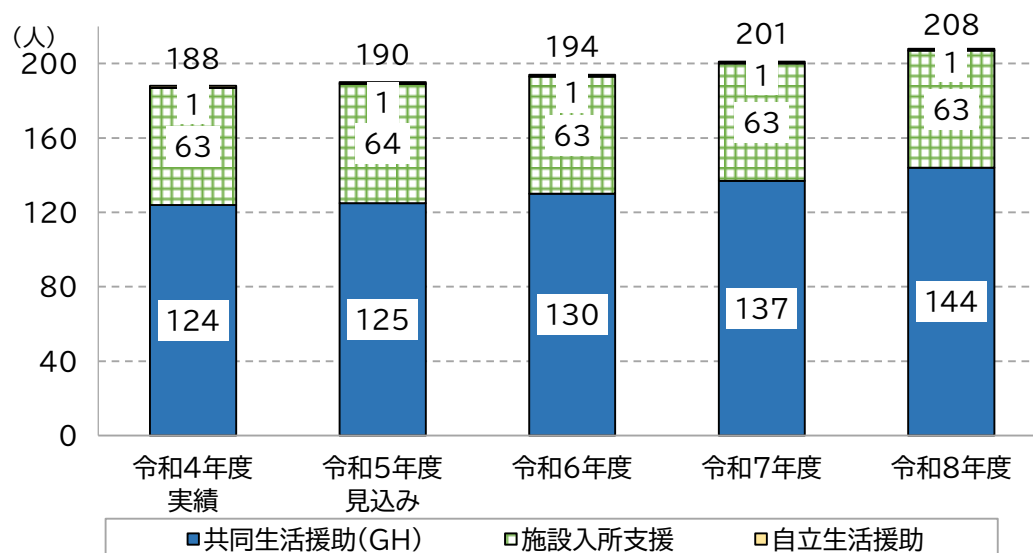
障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発を図り、必要量の確保に努めます。

施設入所支援については地域生活移行に努めるとともに、本市では介護者の高齢化が見られ、今後のニーズは増加していくものと考えられることから、需要動向を見ながら、提供体制の確保に努めます。

強度行動障害のある方の生活の場を確保するための仕組みづくりや、各関係機関の連携の強化を図ります。

また、自立生活援助は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

図 居住系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(4) 相談支援

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	73人	80人	80人	88人	96人
地域移行支援	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

計画相談支援は利用人数の実績の伸びを考慮し、今後の増加を見込みます。

地域移行支援、地域定着支援は近年では利用が少ないものと想定します。

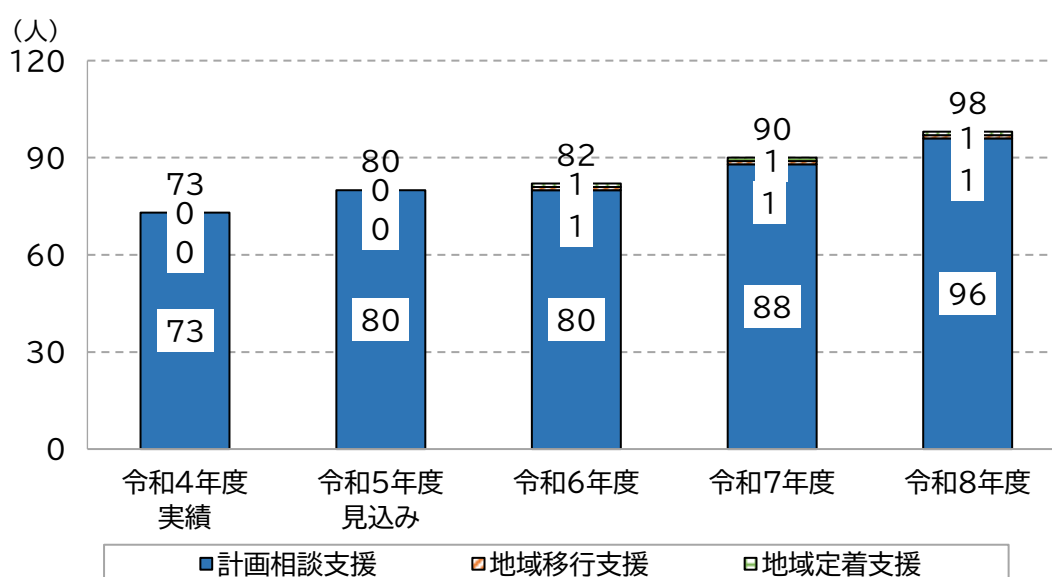
【提供体制の確保】

サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談支援事業者などとの連携により、相談支援の充実に努めます。

専門的な相談支援が実施できる体制を整えるとともに、関係機関との連絡調整を行い、地域移行を推進していきます。

関係機関との連携体制を確保し、障害の特性に応じた緊急時の対応等ができるように、地域定着の支援に努めます。

図 相談支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



（５）発達障害者等に対する支援

【量の見込みの考え方】

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、本市においては発達障害者等に対する支援に関する各取り組みの実施前であることから、令和６年度以降の取り組みについて検討を進めていくことを目標とします。

【提供体制の確保】

障害児等の親へのペアレントトレーニング等の支援プログラム等を実施する団体等と連携を図り、支援プログラム等の開催を支援します。

発達障害者等のピアサポート活動については、活動状況の把握に努めます。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【量の見込み】

種別		令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
加者数 協議の場への関係者の参	保健	1人	1人	1人	1人	1人
	医療：精神科	7人	7人	7人	7人	7人
	医療：精神科以外	2人	2人	2人	2人	2人
	福祉	16人	16人	16人	16人	16人
	その他	4人	4人	4人	4人	4人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
精神障害者	地域移行支援	0人	0人	1人/月	1人/月	1人/月
	地域定着支援	0人	0人	1人/月	1人/月	1人/月
	共同生活援助	49人	53人	56人/月	60人/月	64人/月
	自立生活援助	1人	1人	1人/月	1人/月	1人/月
	自立訓練（生活訓練）	6人	5人	6人/月	6人/月	7人/月

【量の見込みの考え方】

協議の場の開催回数は、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。

協議の場への関係者の参加者数は、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

【提供体制の確保】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的を開催します。

(7) 令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

【量の見込み】

令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う本市の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、6人とします。

【量の見込みの考え方】

千葉県が定める令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量をもとに設定しています。

(8) 相談支援体制の充実・強化

【量の見込みの考え方】

相談機関との連携強化の取り組みの実施回数について、本市においては総合的・専門的な相談支援に関する取り組みの実施前であることから、令和6年度以降の取り組みについて検討を進めていくことを目標とします。

【提供体制の確保】

相談支援体制の充実・強化に向けて、相談事業者との連携強化を図ります。

(9) サービスの質を向上させるための取り組み

【量の見込み（一年あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修の活用	—	—	2人	2人	2人

【量の見込みの考え方】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

なお、本市においては障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数に関する取り組みの実施前であることから、令和6年度以降の取り組みについて検討を進めていくことを目標とします。

【提供体制の確保】

市職員は、県が開催する研修への積極的な参加を進め、サービスの質の向上に努めます。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制構築に努めるとともに、障害福祉サービスの利用実態の把握とニーズの検証に活用します。

(10) 障害児支援サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	13人	12人	14人	16人	17人
児童発達支援	6人	4人	6人	7人	7人
医療型児童発達支援	0人	0人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	34人	30人	34人	34人	34人
保育所等訪問支援	0人	0人	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	1人	1人	1人
医療的ケア児に対する関連分野支援調整コーディネーターの配置人数	0人	2人	3人	3人	3人

【サービス量の見込みの考え方】

障害児相談支援、児童発達支援は利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

医療型児童発達支援、放課後等デイサービスは現在の実績を維持するものと見込みます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して見込みます。

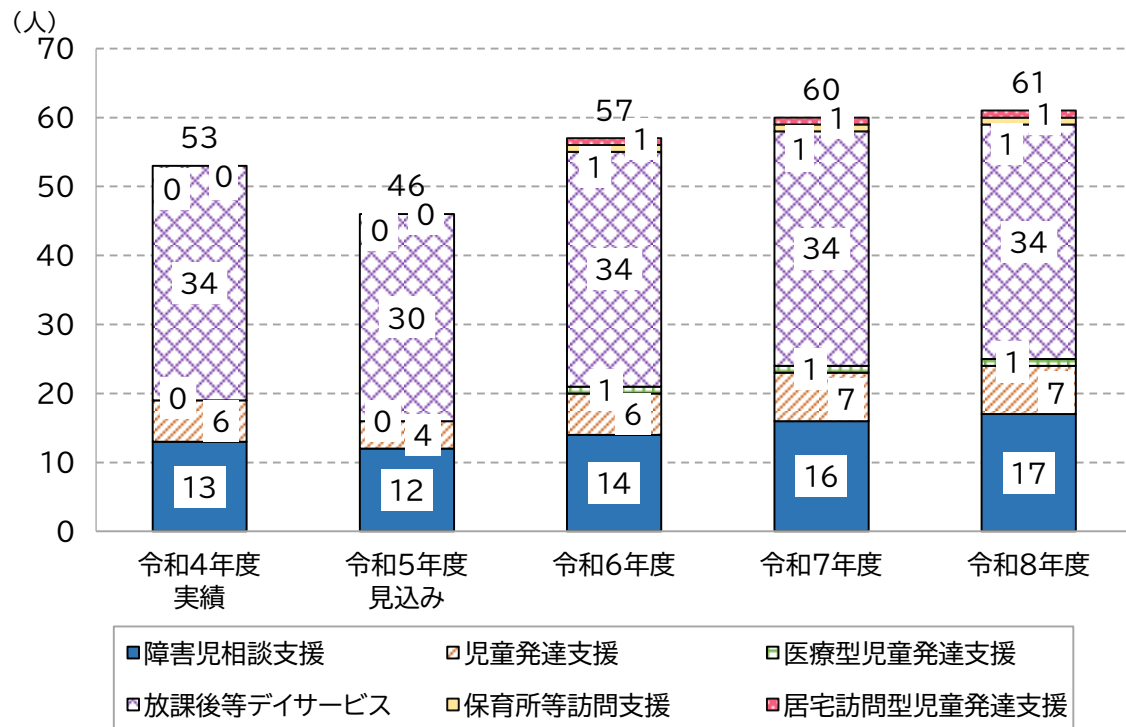
【提供体制の確保】

障害児支援に関するサービスは、利用者のニーズを的確に把握し、児童の心身の状況や生活環境などを考慮しながら必要なサービス量の確保に努めます。

また、居宅訪問型児童発達支援は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

コーディネーターの配置については、相談支援事業所等と連携を図り実施し、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を利用しながら体制整備を進めます。

図 障害児支援サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



3. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【サービス量の見込み（年あたり）】

サービス種別		令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業		1,782人	2,092人	1,816人	1,850人	1,885人
成年後見制度利用支援事業		2人	3人	2人	2人	2人
意思疎通支援事業		6人	4人	6人	7人	7人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	1件	2件	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	1件	8件	3件	4件	5件
	在宅療養等支援用具	6件	2件	6件	6件	6件
	情報・意思疎通支援用具	2件	6件	3件	4件	5件
	排泄管理支援用具	502件	572件	572件	572件	572件
	居宅生活動作補助用具	0件	3件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業※		2人	1人	1人	1人	1人
移動支援事業		2人	5人	2人	2人	2人
		1回	1回	1回	1回	1回
地域活動支援センター（Ⅰ型）		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		28人	28人	28人	28人	28人
地域活動支援センター（Ⅲ型）オレンジハウス鴨川		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		4人	4人	4人	4人	4人
地域活動支援センター（Ⅲ型）茶の間トミー		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		18人	18人	19人	19人	20人

※「手話奉仕員養成研修事業」の単位は受講修了者数

【サービス量の見込みの考え方】

必須事業については、現在の実績とおおむね同規模の利用を見込みます。

なお、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業について、本市においては取り組みの実施前であることから、令和6年度以降の取り組みについて検討を進めていくことを目標とします。

【提供体制の確保】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、多様な支援を実施します。

現在提供されていない事業については、今後の利用ニーズの動向を踏まえながら、サービス提供体制の整備を検討していきます。

(2) 任意事業

【サービス量の見込み】

サービス種別	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	6人	10人	10人	10人	10人
	244回/年	450回/年	450回/年	450回/年	450回/年
訪問入浴サービス事業	5人	7人	6人	7人	9人
	204回/年	220回/年	251回/年	308回/年	379回/年
福祉タクシー利用助成事業	65人	80人	65人	65人	65人
	816千円	1,154千円	816千円	816千円	816千円
知的障害者職親委託制度	0人	0人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得助成事業	2人	2人	2人	2人	2人
身体障害者用自動車改造費助成事業	0人	1人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

任意事業について、訪問入浴サービス事業は利用人数、利用回数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

その他の事業については現在の実績とおおむね同規模の利用を見込みます。

【提供体制の確保】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、今後の需要動向を見ながら、多様な支援を実施します。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の内容を達成するためには、保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化するとともに、県等の関係機関や近隣市町、民間など多様な主体と相互に連携を強化し、障害者施策が総合的・効果的に展開できるよう図る必要があります。

1. 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要になります。今後も計画の策定や見直しに当たっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画の推進に当たっては、障害のある人やその家族、サービス提供事業者など障害のある人を取り巻く現状や今後の動向等を考慮する中で、行政と市民、障害福祉サービス事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。

2. 障害福祉サービスの提供体制の整備

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害のある人が様々な選択肢の中から自分にあったサービスを選択できる環境を整備するため、民間の障害福祉サービス事業者に対して、情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、サービスの提供体制の拡大を図ります。

3. 関係者や関係機関との連携の推進

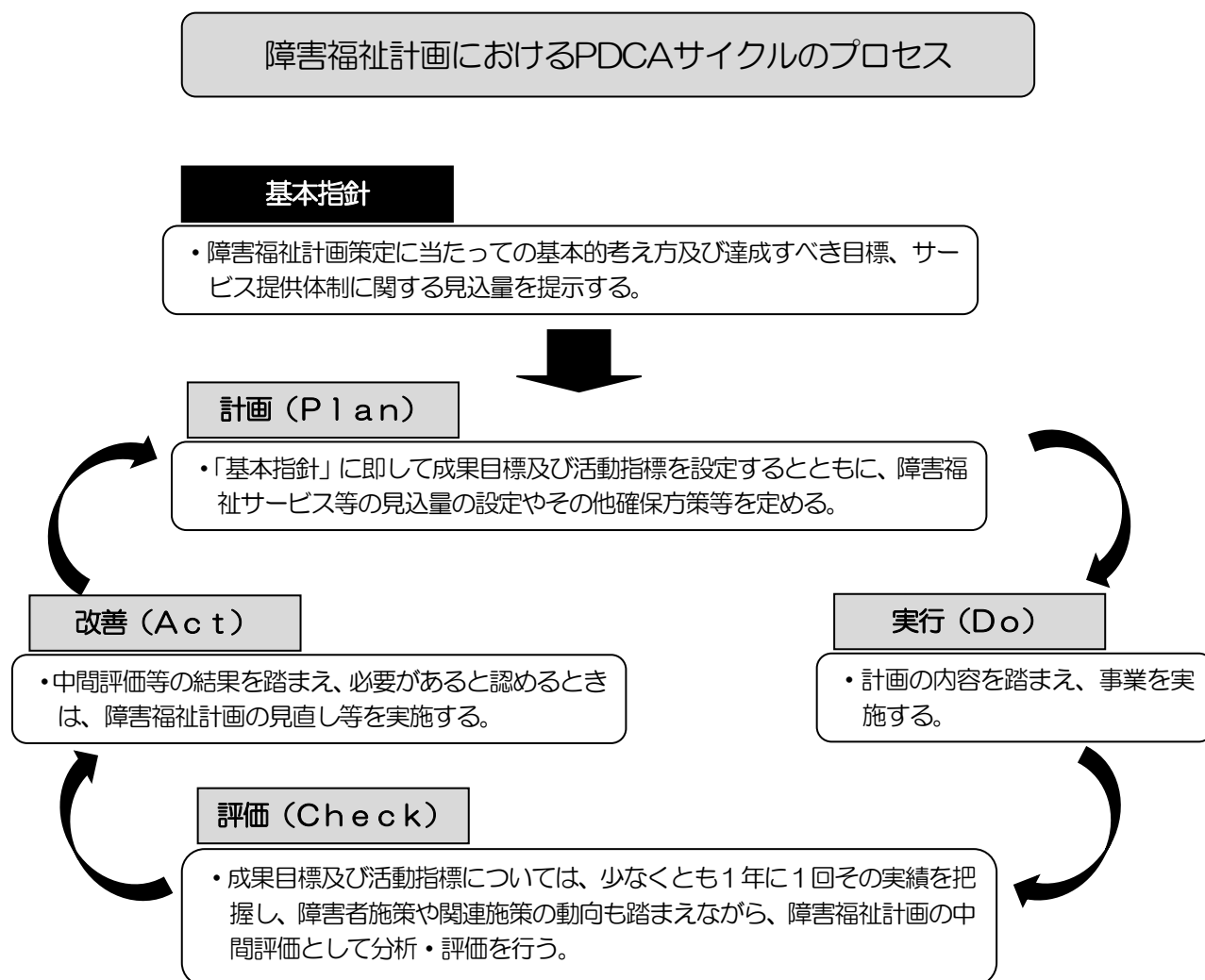
障害のある人の地域生活を総合的に支援し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施するためには、保健、教育、就労、医療・まちづくりなど幅広い分野の連携を図る必要があります。

障害の特性などの理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、社会福祉協議会、障害福祉団体や保健・医療関係者、教育関係者など様々な関係者や関係機関との連携・協働を推進します。

第2節 計画の進行管理体制

1. 計画の進行管理

障害福祉計画で定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することや、その他の必要な措置を講じるため、PDCAサイクルの考え方を取り入れます。



2. 計画におけるPDCAサイクル

本計画では国の基本方針に即して定めた数値目標を成果目標とし、各サービスの見込量を活動指標としています。

事業の実施に当たっては、PDCAサイクルに沿って行うとともに、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、点検・評価を行います。

3. 国・県・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や県の動向に留意するとともに、国や県の制度を積極的に活用し、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するため、周辺自治体等の連携に努めます。

参 考 資 料

1. 南房総市障害者計画等策定委員会規則

平成26年3月31日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者に係る計画の策定に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、緊急を要するとき又は委員長が必要と認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これら規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の南房総市障害者計画等策定委員会の委員長又は副委員長の職にある者は、この規則の規定により選任された委員長又は副委員長とみなす。

附 則 (平成29年6月15日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

2. 南房総市障害者計画等策定委員会委員名簿

障害福祉計画（第7期）

役職	氏 名	備考
委員長	渋谷 幸一	社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会 会長
副委員長	山口 喜男	社会福祉法人 佑啓会 ふる里学舎和田浦 施設長
委員	安室 和宏	南房総市行政連絡協議会 会長
委員	青木 和詳	南房総市民生児童委員協議会 会長
委員	長谷川 政義	南房総市身体障害者相談員
委員	小倉 敏幸	南房総市心身障害者（児）福祉会 会長
委員	岡田 まゆみ	社会福祉法人 三芳野会 安房地域生活支援センター 施設長
委員	石井 喜規	千葉県立安房特別支援学校 教諭
委員	田中 光弘	館山公共職業安定所 統括職業指導官
委員	込山 浩司	南房総市教育委員会事務局 子ども教育課 課長

3. 計画策定の経過

実施日・開催日	実施事項
令和5年 8月9日	第1回策定委員会 ・委員長及び副委員長の選出について ・計画策定の趣旨について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
令和5年 9月～10月	アンケート調査実施 ・障害者福祉アンケート ・障害福祉サービス事業所アンケート
令和5年11月27日	第2回策定委員会 ・南房総市障害福祉計画（第7期）素案について ・今後のスケジュールについて
令和5年12月12日	南房総市障害福祉計画（第7期）素案の千葉県への意見照会
令和5年12月5日～ 令和6年1月5日	南房総市障害福祉計画（第7期）素案のパブリックコメント実施
令和6年 1月29日	第3回策定委員会 ・計画素案の意見募集（パブリックコメント）の実施結果について ・南房総市障害福祉計画（第7期）案について

南房総市障害福祉計画（第7期）

発行年月 令和6年3月

発 行 南房総市保健福祉部社会福祉課

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

TEL 0470-36-1151 FAX 0470-36-1133

